

加茂市総合計画

基本計画（案）

目 次

1. 基本計画の概要

1-1. 基本計画の構成	2
1-2. 基本計画における人口フレーム	2
1-3. SDGsとの関係	3
1-4. 計画の進行管理と見直し	3

2. 分野別施策

2-1. 施策の体系	6
2-2. 施策の見方	8
2-3. 各施策について	

基本目標 1（子育て・教育）

未来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ育つまち

① 子育て支援	10
② 結婚・妊娠・出産	12
③ 学校教育	14
④ 学校施設	16

基本目標 2（健康・福祉）

ともに支えあい、だれもが安心して健やかに暮らせるまち

① 健康・医療	18
② 障がい者・障がい児福祉	20
③ 高齢者福祉	22

基本目標 3（生活・環境、生活基盤）

安全・安心で環境にやさしいまち

① 防災・減災	24
② 消防・救急	26
③ 防犯・交通安全	28

④ 生活環境	30
⑤ 住環境	32
⑥ 道路・公共交通	34
⑦ 水道水の供給	36
⑧ 汚水処理の推進	38

基本目標 4（芸術・文化、スポーツ、自治・人権）

学び、集い、ふれあって、自分らしく活動できるまち

① 生涯学習	40
② 芸術文化・文化財	42
③ スポーツ	44
④ 市民協働・地域コミュニティ	46
⑤ 人権・多文化共生	48

基本目標 5（都市の魅力創造、産業・雇用）

人が集い、賑わいと活力があふれ、稼ぐ力と雇用を生み出すまち

① 魅力あるまちづくり	50
② 商工業の振興	52
③ 中心市街地の活性化	54
④ 農林水産業の振興	56

基本目標 6（行政活動）

社会の変化に対応し、市民に寄り添い、未来への責任を担うまち

① 財政運営	58
② 行政運営	60

巻末資料	63
------	----

※目次及びページについては、冊子にする際に再度検討します。

1. 基本計画の概要

基本計画の構成

基本計画における人口フレーム

SDGs との関係

計画の進行管理と見直し

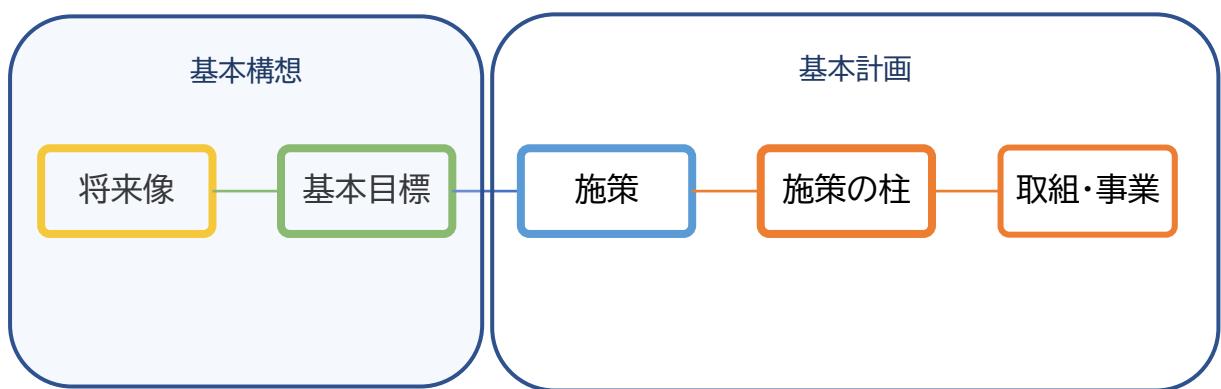
1. 基本計画の概要

1-1. 基本計画の構成

基本計画は、基本構想で示した「まちの将来像」を実現するための具体的な手段を定めています。

基本計画は、「施策」、「施策の柱」、「取組・事業」の3層で構成しており、基本目標を実現していくための「施策」、その施策を進めていくための「施策の柱」と展開方向、施策の柱を形成する「主な取組・事業」などを定めることで、将来像を実現していくための具体的な手段・方法を示します。

図1 基本計画の構成



1-2. 基本計画における人口フレーム

基本計画においては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に準拠した値を基に、まちづくりを考えていきます。

加茂市の人口の想定

2025年 23,747人

2030年 21,696人

1－3. 基本計画と SDGs との関連

基本計画の分野別に位置付けた 26 の施策と、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）とは、対象や規模は異なりますが、その目指すべき方向は共通するところが多くあります。加茂市も「誰一人取り残さない」ことを誓って、基本計画に基づく計画的なまちづくりを進めることで、SDGs の目標達成につなげます。

1－4. 計画の進行管理と見直し

基本計画では、施策ごとに進捗度・達成度の検証を行えるように指標を設定しています。庁内において、指標の状況把握・分析を毎年度行い、次年度以降の事業の見直しや予算編成に反映させていきます。また、計画期間の中間や期間後の検証・評価については、有識者などによる外部評価を取り入れて総合的に行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 分野別施策

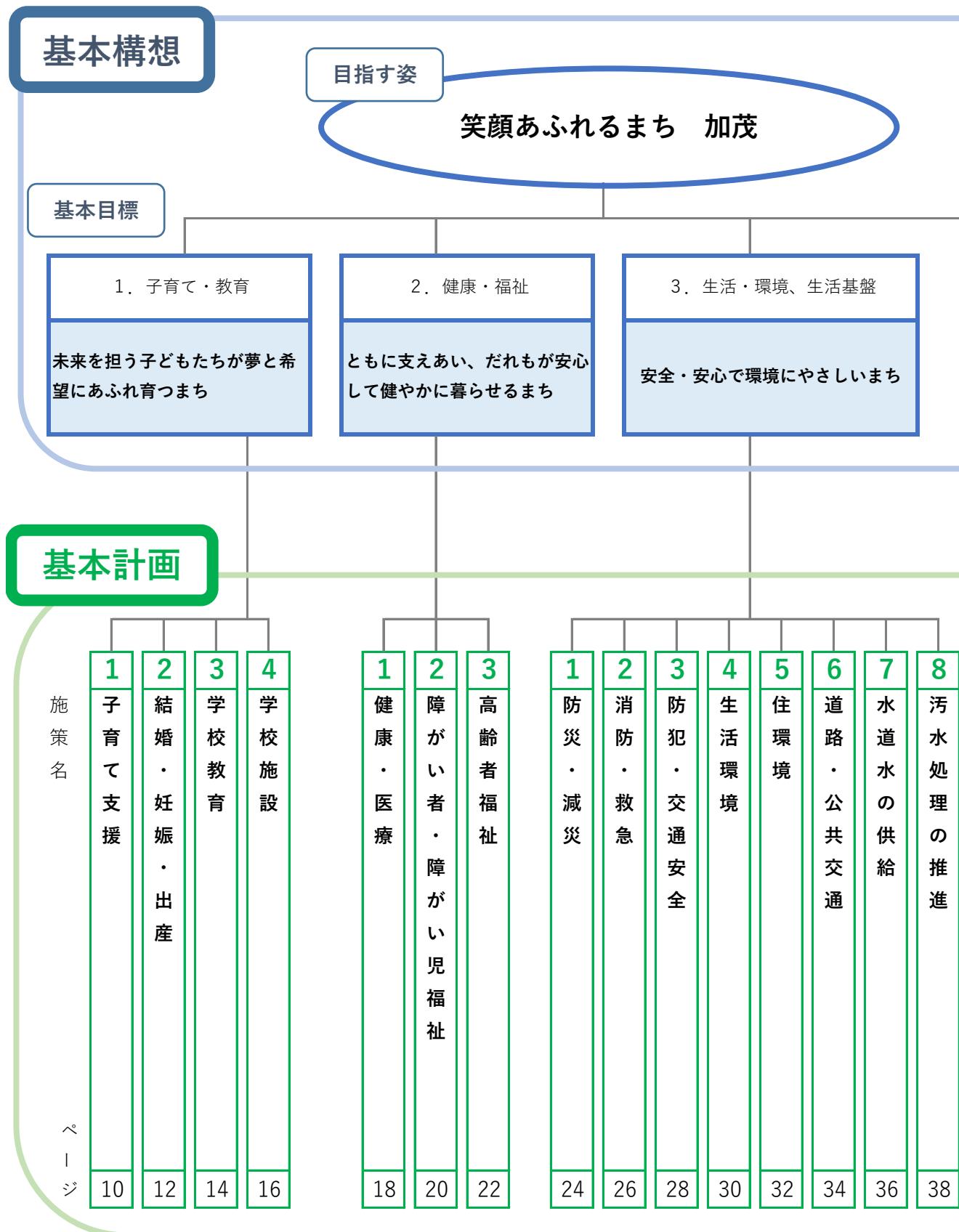
施策の体系

施策の見方

各施策

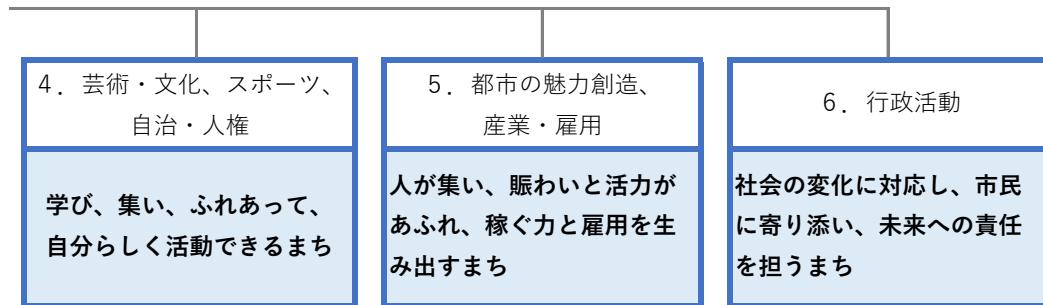
2. 分野別施策

2-1. 施策の体系



まちづくりの推進

まちづくりを推進する上で、常に踏まえる共通の考え方



1	2	3	4	5	1	2	3	4
生涯学習	芸術文化・文化財	スポーツ	市民協働・地域コミュニティ	人権・多文化共生	魅力あるまちづくり	商工業の振興	中心市街地の活性化	農林水産業の振興
40	42	44	46	48	50	52	54	56

1	2
財政運営	行政運営

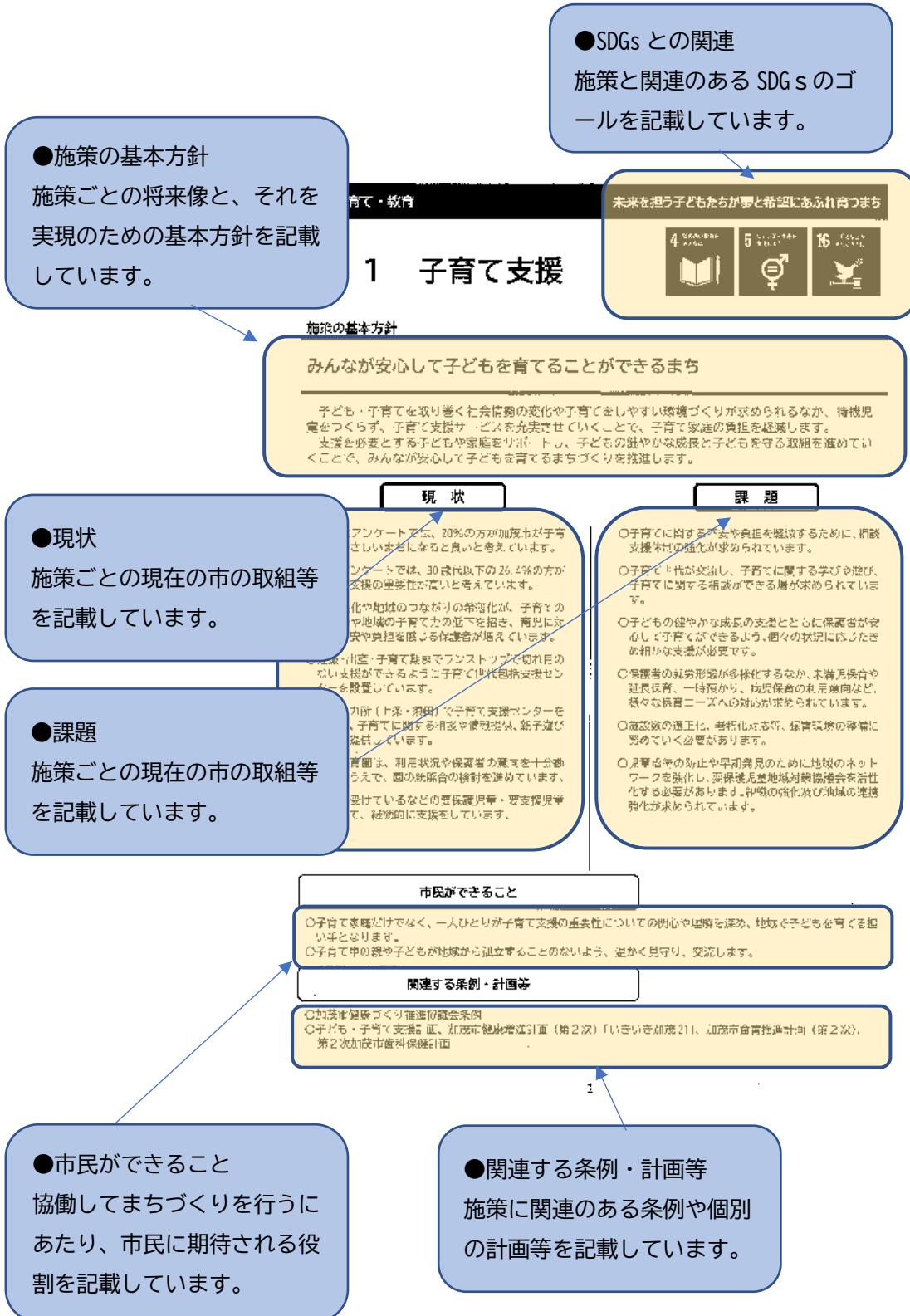
る連携とまちづくりによりよ

持経つた行政の視点を運営

く合理的な政策立案の根拠に基づき推進

2-2. 施策の見方

各施策のページ構成と見方は次のとおりです。



施 策 の 展 開

1	子育て支援・相談体制の強化	<p>○子育て世代包括支援センターでは、子育て期の保健所の負担や不安を軽減するため、相談などを切れ目なく行うとともに、派遣者が必要とする情報や支援サービスをワンストップで提供する相談支援拠点の強化を進化します。</p> <p>○乳幼児遊びの広場での丁育てに関する学びや長保育所等に立ち用賃の機会を増やします。また、助言・指導を行うなど、様々な状況に応じたきめ細かな支援を推進します。</p> <p>○子どもの健やかな成長のために、乳幼児期からの健診が大半であり、乳幼児健診検査の受診率の向上や継続的な支援が必要な子どもへのフォローを取り組みます。また、子供様への充実と満足度の向上を図ります。</p> <p>○「からだとこころ」の満足な育成にとって、日々の食事は極めて重要な役割を果たすため、幼稚園・保育園（所）などと連携し、乳幼児期からの正しい食習慣の定着や食に関する知識の普及に取り組みます。</p> <p>○家庭見学担当員を中心とした相談体制の強化を行い、関係機関との連携により、援助が必要な家庭への適切な支援を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。</p> <p>○男差手当をはじめとした各種手当の支給や医療扶助の助成などを実施し、子育て家庭の経済的な支援を行います。</p>								
		<p>○家庭見学担当員を中心とした相談体制の強化を行い、関係機関との連携により、援助が必要な家庭への適切な支援を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。</p> <p>○男差手当をはじめとした各種手当の支給や医療扶助の助成などを実施し、子育て家庭の経済的な支援を行います。</p>								
2	保育サービス・児童教育の充実	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>この地域で子育てをしたいと思う親の割合</td> <td>95.6%</td> <td>70.0%</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状	R 7	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.6%	70.0%
指標名	現状	R 7								
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.6%	70.0%								
主な取組	指標名	<p>○仕事をしながら子育てをする保護者が安心して泊まれる宿泊施設を提供するため、保育園の布設数の算出を行い、多様化する保育ニーズに対応した保育の受け入れ率の充実に取り組みます。</p> <p>○登録托育児童を接待するとともに、3歳未満児の保育を担当する率の向上と保育士の資質の向上を進めます。</p> <p>○病院の保育と連携のため、託児室・被児室と連携して実施します。</p> <p>○保育ニーズを柔軟に吸収できるよう各保育園、丁育て支援施設提供に努めます。</p>								
		<p>○公立保育園運営事業、私立保育園・私立認定こども園・私立幼稚園に対する支援、病児・障害児保育事業、保育園の施設改修の適正化の推進</p>								
指 標	指標名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記を通じての待機児童の数</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>			現状	R 7	上記を通じての待機児童の数	0人	0人	
現状	R 7									
上記を通じての待機児童の数	0人	0人								

●施策の柱

施策ごとの将来像を実現するための施策の柱について記載しています。

●展開方針

施策の柱ごとの取組の方向性と、具体的な取組を記載しています。

「子育て世代包括支援センター：紹介・出張：子育てに関する様々な相談に応じ、同時に機関と連携しながら必要なリソースの提供を切れ目なくワンストップで行う機能のこと。」

●指標

施策の柱ごとに進捗状況がみえるよう指標を設定しています。

●用語解説

わかりにくい用語の説明を記載しています。

施策 1 子育て支援



施策の基本方針

みんなが安心して子どもを育てることができるまち

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化や子育てをしやすい環境づくりが求められるなか、待機児童をつくらず、子育て支援サービスを充実させていくことで、子育て家庭の負担を軽減します。

支援を必要とする子どもや家庭をサポートし、子どもの健やかな成長と子どもを守る取組を進めしていくことで、みんなが安心して子どもを育てるまちづくりを推進します。

現 状

- 核家族化や地域のつながりの希薄化が、子育ての孤立感や地域の子育て力の低下を招き、育児に対する不安や負担を感じる保護者が増えています。
- 妊娠・出産・子育て期までワンストップで切れ目のない支援ができるように子育て世代包括支援センターを設置しています。
- 市内2カ所（上条・須田）で子育て支援センターを運営し、親子遊びの場の提供をしており、子育てに関する相談や情報提供を行っています。
- 公立保育園は、利用状況や保護者の意向を十分勘案したうえで、園の統廃合の検討を進めています。
- 虐待を受けているなどの要保護児童・要支援児童に対して、継続的に支援をしています。
- 中学生アンケートでは、20%の方が加茂市が子育てにやさしいまちになると良いと考えています。
- 市民アンケートでは、30歳代以下の26.4%の方が子育て支援の重要性が高いと考えています。

課 題

- 子育てに関する不安や負担を軽減するために、相談支援体制の強化が求められています。
- 子育て世代が交流し、子育てに関する学びや遊び、子育てに関する相談ができる場が求められています。
- 子どもの健やかな成長の支援とともに保護者が安心して子育てができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。
- 保護者の就労形態が多様化するなか、未満児保育や延長保育、一時預かり、病児保育の利用意向など、様々な保育ニーズへの対応が求められています。
- 施設数の適正化、老朽化対応等、保育環境の整備に努めていく必要があります。
- 児童虐待の防止や早期発見のために地域のネットワークを強化し、要保護児童地域対策協議会を活性化する必要があります。組織の強化及び地域の連携強化が求められています。

市民ができること

- 子育て家庭だけでなく、一人ひとりが子育て支援の重要性についての関心や理解を深め、地域で子どもを育てる担い手となります。
- 子育て中の親や子どもが地域から孤立することのないよう、温かく見守り、交流します。

関連する条例・計画等

- 加茂市健康づくり推進協議会条例
- 子ども・子育て支援計画、加茂市健康増進計画（第2次）「いきいき加茂21」、加茂市食育推進計画（第2次）、第2次加茂市歯科保健計画

施 策 の 展 開

1	子育て支援・相談体制の強化		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センター¹では、子育て期の保護者の負担や不安を軽減するため、相談などを切れ目なく行うとともに、保護者が必要とする情報や支援サービスをワンストップで提供する相談支援拠点の機能を強化します。 ○乳幼児遊びの広場での子育てに関する学びや保健師等による相談の機会を増やします。また、助言・指導を行うなど、個々の状況に応じたきめ細かな支援を推進します。 ○子どもの健やかな成長のためには、乳幼児期からの健康づくりが大切であり、乳幼児健康診査の受診率の向上や継続的な支援が必要な子どもへのフォローに取り組みます。また、予防接種の充実と接種率の向上を図ります。 ○「からだとこころ」の健全な育成にとって、日々の食事は極めて重要な役割を果たすため、幼稚園・保育園（所）などと連携し、乳幼児期からの正しい食習慣の定着や食に関する知識の普及に取り組みます。 ○家庭児童相談員を中心とした相談体制の強化を行い、関係機関との連携により、援助が必要な家庭への適切な支援を行い、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に取り組みます。 ○児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成などを行い、子育て家庭の経済的な支援を行います。 		
主な取組	子育て世代包括支援センター相談支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポート事業、一時預かり事業、誕生祝金事業、要保護児童地域対策、児童手当等の支給、子どもの医療費助成、子ども・子育て会議		
指 標	指標名	現状	R 7
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	55.6%	70.0%
2	保育サービス・幼児教育の充実		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事をしながら子育てをする保護者が安心して預けられる保育環境を提供するため、保育園の施設数の適正化を行い、多様化する保育ニーズに対応した保育の受け皿を整備し、保育サービス・幼児教育の充実に取り組みます。 ○待機児童ゼロを維持するとともに、3歳未満児の保育を拡充するために、子どもに対する保育士比率の向上と保育士の資質の向上を進めます。 ○病児の保育と健康の回復のため、嘱託医・協力医と連携して病児・病後児保育園を円滑に運営します。 ○保育ニーズを柔軟に吸収できるように各保育園、子育て支援施設、地域と連携し、質の高い保育の提供に努めます。 		
主な取組	公立保育園運営事業、私立保育園・私立認定こども園・私立幼稚園に対する支援、病児・病後児保育事業、保育園の施設数の適正化の推進		
指 標	指標名	現状	R 7
	年間を通しての待機児童の数	0人	0人

¹ 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、関係機関と連携しながら必要なサービスの提供を切れ目なくワンストップで行う相談窓口のこと。

施策 2 結婚・妊娠・出産



施策の基本方針

結婚・妊娠・出産の希望がかなえられるよう支援するまち

若い世代の結婚の希望がかなえられるように支援します。安心して妊娠・出産することができるよう、妊娠前から出産後までの切れ目のない支援を推進します。

現 状

- 全国調査¹によると結婚の意思を持つ未婚者は9割弱となっています。加茂市の婚姻率は、県内他市町村に比べて低い水準で推移しています。
- 妊娠を望みながら子どもに恵まれない夫婦に対し、経済的、精神的な負担を軽減するため、不妊治療の助成を行っています。申請者は増加しています。
- 妊娠を希望する女性や免疫を持たない妊婦の同居家族等の先天性風しん症候群²を予防するために、風しん予防接種費用の助成を実施しています。
- 核家族化、地域のつながりの希薄化等による孤立や地域の子育て力の低下により、妊娠期から支援が必要な妊婦や養育支援が必要な家庭が増えています。
- 妊娠期から出産まで、助産師や保健師による訪問を実施し、産婦の身体やこころの健康状態を把握しています。

課 題

- 全国調査によると、25歳を過ぎると「適当な相手がないこと」が独身でいる理由になっていることから、出会いの機会を創出することが必要です。
- 加茂市の婚姻率が、県内他市町村と比べて低い原因を調査・分析し、対策が必要です。
- 子育てにやさしい社会づくり・機運の醸成などの取組が必要です。
- 妊娠する前から、妊娠、出産、産後のケアまでを一貫的にサポートする「子育て世代包括支援センター」での切れ目のない相談支援体制の充実が求められています。
- 不妊治療など、安心して妊娠・出産に取り組める環境づくりとともに、経済的な負担軽減を図るなど、きめ細かな支援が求められています。
- 健康診査の実施と健康管理を図ることで、妊娠、出産、産後の健康を支える支援が必要です。

市民ができること

- 妊娠中から自身や子どもの健康に留意し、必要な健診や保健指導を受けます。
- 妊娠婦を温かく見守り、思いやりを持ちます。

関連する条例・計画等

- 加茂市健康づくり推進協議会条例
- 子ども・子育て支援計画、加茂市健康増進計画（第2次）「いきいき加茂21」、加茂市食育推進計画（第2次）、第2次加茂市歯科保健計画

施 策 の 展 開

1	結婚の希望をかなえる支援		
展開方針	○新潟県や他市町村と連携して多様な出会いの機会を創出するなど、結婚の希望をかなえる取組を進めます。		
主な取組	婚活イベントの実施・支援、新潟県のマッチングシステムなどとの連携		
指 標	指標名	現状	R 7
	結婚の希望をかなえる支援・取組の数	0	2

2	妊娠・出産支援の充実		
展開方針	○安心して子どもを妊娠・出産することができるよう妊娠前から出産後まで「子育て世代包括支援センター」で切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。 ○不妊治療を行う夫婦の経済的、精神的負担を軽減するため不妊治療への助成を行います。 ○妊娠・出産に係る通院、入院費等の経済的負担の軽減に努めます。 ○妊娠期から出産まで、助産師や保健師が訪問を実施し、産婦の身体やこころの健康状態を把握し、一人ひとりに適切な支援を行います。 ○母親が健康を保持し、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠婦の状況を継続的に把握するとともに、産後うつや育児不安に対応するための産後ケア事業や産前・産後サポート事業等妊娠婦支援に取り組みます。		
主な取組	子育て世代包括支援センター相談支援事業、地域子育て支援拠点事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、不妊治療費助成事業、妊娠婦医療、風しん予防接種費用助成事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	妊娠・出産について満足している者の割合	88.0%	90.0%

¹ 全国調査：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（2015年）

² 先天風しん症候群：妊娠初期の女性が風しんに罹患すると、生まれてくる赤ちゃんに難聴、白内障、心疾患などの障害を引き起こす場合がある。

施策 3 学校教育



施策の基本方針

すべての子どもたちが学び・成長することができるまち

住んでいる地域（学区）や学年、性別に関わらず、すべての子どもたちが質の高い教育を平等に受けることができる環境整備を推進します。保護者や地域、関係機関等との連携をより一層深化させ、子どもたちが学び・成長し、その姿をともに喜び合えるまちづくりを進めます。

現 状

- 児童・生徒が減少し、集団活動での学びの機会や多様な価値観に触れる機会が失われつつあり、中学校の部活動にも支障が出ています。
- Society5.0 や SDGs など新たな時代の流れに沿った教育や、国際化を見据えた学習が求められるなど学習範囲が広がっています。
- 市内の小・中学校では、それぞれの特色を活かし、学力および体力の向上に取り組んでおり、学力や体力に関する調査¹結果は、全国平均の水準です。
- 不登校傾向や個別の対応を必要とする児童生徒が一定数います。また特別な支援を必要とする子どもには増加傾向にあり、相談体制の充実および特別支援学級の増設や介助員等スタッフの増員を図っています。
- 学校では、いじめや不登校、交通安全や不審者対策、防災教育や情報モラル教育など、様々な指導・対応が求められています。
- 奨学金の貸与、放課後児童クラブの運営など、保護者の負担軽減に取り組んでいます。

課 題

- すべての子どもたちが、適正な規模の集団の中で学び・成長できるように教育環境を整備する必要があります。
- 生徒が多くの選択肢の中から、自分の好みや適性に合った部活動を選択できるよう取り組む必要があります。
- 広がる学習範囲を効率的に学習するため、タブレットなど ICT 機器の活用や専門スタッフの配置が必要です。
- 子どもたちが外国の言語や文化について理解を深め、国際感覚とコミュニケーション能力を育むための教育環境を充実させる必要があります。
- 教職員がゆとりを持って子ども達と向き合えるよう、子ども一人ひとりに応じた指導や支援体制を充実させる必要があります。
- 教育に係る経済的な負担の軽減や子育てに係る負担の軽減など、子育て・教育を支援するための取組が必要です。

市民ができること

- 学校における各教育活動および地域や関係機関等との連携深化に協力します。
- 地域の資源や人材（ボランティア）を活用した教育活動に協力します。

関連する条例・計画等

- 加茂市立学校条例、加茂市小・中学校管理運営に関する規則
- 加茂市教育大綱

施 策 の 展 開

1	学校教育の充実			
展開方針		<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の適正規模、適正配置の基本方針に基づき、学習環境の充実を図ります。 ○校外活動の充実とオンライン授業等の実施により、子どもたちが様々な人と交流し、多様な価値観に触れる機会を創出します。 ○部活動について、地域の大学、地域の文化・スポーツ団体等との連携を促進します。指導者や活動場所を確保し、生徒が自分の好みや適性に合った活動に触れる機会を創出します。 ○各教育活動をより効率・効果的に行うためのICT機器やデジタル教科書・教材を充実させるとともに、専門スタッフ（学校ICT支援員）を配置するなどして教職員を支援します。 ○ALT（外国語指導助手）や小学校英語専科指導教員による指導体制を充実させます。 		
主な取組		校外活動の実施、ICT機器およびデジタル教科書・教材等の整備、学校ICT支援員の配置、ALTや小学校英語専科指導教員の配置		
指 標	指標名	現状	R 7	
	部活動外部指導者の数（中学校計）	0人	8人	
	学校ICT支援員	0人	3人	

2	必要に応じて支援できる体制の充実			
展開方針		<ul style="list-style-type: none"> ○教職員がゆとりをもって子どもと向き合い、きめ細かい指導や支援を行えるように介助員や指導主事、スクールアシスタント、教育相談員などの各専門スタッフを適正に配置します。 ○地域コーディネーター等を配置し、学校と地域・関係機関等との連携を促進します。子どもたちの成長を地域全体で見守り後押しする気運を高め、子どもたちの郷土愛を育みます。 		
主な取組		介助員、指導主事、スクールアシスタント、教育相談員、地域コーディネーター等の配置		
指 標	指標名	現状	R 7	
	子どもの学習・学校生活に関する支援スタッフの数	30人	30人	

3	保護者への支援			
展開方針		<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金など教育に係る保護者の経済的負担の軽減に取り組みます。 ○放課後児童クラブを適切に運営します。 		
主な取組		奨学金の貸与、放課後児童クラブの運営		
指 標	指標名	現状	R 7	
	奨学金の貸与件数（新規）	50件	50件	

¹ 調査：文部科学省「全国学力・学習状況調査」、「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」（令和元年度）

施策 4 学校施設



施策の基本方針

安全な施設で質の高い教育を受けることができるまち

子どもたちが安全・快適に学ぶことができ、一人ひとりの個性や能力を発揮できる教育環境を実現するため、学校施設の改修やICTをはじめとした学習環境の整備を推進します。安定したスクールバスの運行など、子どもたちが安心して通学できるよう登下校時の安全を確保します。

現 状

- 小・中学校の体育館の耐震化はほぼ終了しましたが、いまだ小・中学校の耐震化率は66.7%であり、全国平均の99.4%を大きく下回っています。
- 校舎や設備の老朽化が進んでいます。必要に応じて修繕を行って対応しています。
- 少子化が進み、児童・生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいることから、統廃合による学校規模の適正化を検討しているところです。
- GIGAスクール構想¹に沿ったICT機器の整備を進め、児童生徒1人1台端末の環境を実現しています。
- 学校給食調理場の設備の老朽化が進んでいます。また、調理員の確保も難しくなっているため、一部の調理場では調理業務の民間委託を行っています。
- 登下校時の安全を確保するために導入しているスクールバスが老朽化しており、古いバスからリース車両へ更新を進めています。

課 題

- 限られた財源で学校施設の耐震化、長寿命化、時代の変化に応じた設備の向上を行うため、コストを抑えた耐震工事・施設整備が必要です。そのため、学校の適正配置を含めた総合的な整備方針を策定する必要があります。
- 児童・生徒数の減少及び調理員の確保が困難になることが想定される中、施設整備を進め、食の安全性を確保するとともに、食育基本法の理念に基づいた給食の提供を目指す必要があります。
- 老朽化したバスの更新を継続して進める必要があります。学校の適正規模・適正配置を検討していく中で、バスの運行ルート・運営形態も見直しが必要です。

市民ができること

- 地域活動やスポーツでの施設利用を通じて学校と連携・協力します。
- 地域として子どもたちの成長を支える立場から学校適正化の検討に参加・協力します。

関連する条例・計画等

- 加茂市立学校条例、加茂市立学校給食共同調理場設置条例
- 加茂市教育大綱
- GIGAスクール構想(文部科学省)

施 策 の 展 開

1	学校適正配置の推進・施設整備			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○加茂市立小中学校適正規模等検討委員会を設置し、小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定します。策定した基本方針に基づいて校舎の耐震化を進めていきます。 ○GIGA スクール構想に基づいて ICT 機器等の教育環境の整備・充実を進めていきます。 			
主な取組	加茂市立小中学校適正規模等検討委員会、学校施設個別施設計画、校舎耐震化事業			
指 標	指標名	現状	R 7	
	小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定	未策定	策定済	
	小・中学校耐震化率	66.7%	87.9%	

2	安全で安定した給食の提供			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針をもとに、調理場の改修工事・設備修繕を実施していきます。 ○調理業務の民間委託をさらに進めています。 ○コシヒカリなど地元食材を活用し、給食における地産地消の取組を推進します。 			
主な取組	調理業務民間委託、学校給食良質米購入費補助金			
指 標	指標名	現状	R 7	
	小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づく調理場の見直し	見直し未実施	見直し実施済	

3	登下校時の安全確保			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールバスの運営に関して、リース方式などにより一時的な財政負担を軽減させながら車両の更新を進めています。 ○小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、民間への業務委託を視野に入れながらバスの運営形態・運行ルートを見直していきます。 ○学校、地域ボランティア、関係機関と連携をとり、登下校時の安全確保に努めます。 			
主な取組	小・中学校スクールバス運営事業			
指 標	指標名	現状	R 7	
	スクールバス リース車両更新率	23.3%	96.7%	

¹ GIGA スクール構想：GIGA とは「Global and Innovation Gateway for All」の略。文部科学省の構想で、1人1台端末と、高容量の通信ネットワークを整備することで、子どもたち一人ひとりの資質・能力が育成できる教育 ICT 環境を実現させるもの。

施策 1 健康・医療



施策の基本方針

一人ひとりが健康に関心を持ち、心豊かに、健やかに暮らせるまち

市民一人ひとりが健康に関心を持ち、心豊かで健やかな生涯を過ごすことができるよう、市民と協働し、健康づくり関連団体、教育機関、関係企業等と連携しながら、すべての世代が毎日楽しく体を動かし、健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、生きがいを持って暮らし、支えあえるまちづくりを推進します。

現 状

- 市民が主体的に健康づくりに参画できるよう加茂市健康増進計画（第2次）「いきいき加茂21」を策定し、心と身体の健康づくりに取り組んでいます。
- 自分の健康状態を把握する上で重要な各種健（検）診の受診率は、特定健診 50%未満、各種がん検診 10～20%と低い状況が続いています。
- 他市町村に比べて糖尿病発症年齢が 40 歳代と早く、60 歳以上の国保被保険者の約 2 割が糖尿病有病者です。また、死亡原因に占めるがん・脳卒中・心疾患の割合が 55%と高いことから、糖尿病重症化対策及び生活習慣病予防対策に取り組んでいます。
- 県の自殺死亡率（人口 10 万人当たり）よりやや低いものの、40 歳代以降の男女に自殺者がみられます。
- フレイル¹予防のため、40 歳代から高齢期まで切れ目のない健康づくり支援ができるよう保健事業と介護予防事業の一体化に取り組んでいます。
- 健康寿命の延伸と医療費の伸びの抑制を目指し、ウォーキング事業や健康づくりポイント事業に取り組んでいます。

課 題

- 各種の健康診査受診や生活習慣改善に向けた啓発活動の充実、健康づくり事業の拠点整備など、更なる対策が必要です。
- 糖尿病対策関連事業・講座などへの参加者数が低迷しており、30～40 歳代以降の働き盛り世代の参加が少ないとことから、各世代が各種事業・講座へ参加しやすくなる工夫が必要です。
- 適切な食事・運動、たばこ対策などの健康教育や相談体制の整備等、生活習慣病予防対策の充実が必要です。
- 自殺を予防するため、心の健康を維持できるよう、取組が必要です。
- 高齢者の健康課題を明確にし、フレイル予防に効果的に取り組むため、事業内容の見直しや検討が必要です。併せて、事業に参加しやすい環境を作ることも大切です。
- 生涯を通して健康的な生活を送るために、より一層の健康づくりへの支援と、良質かつ適切な医療を提供することが必要です。

市民ができること

- 各種健（検）診を受診するとともに、健康づくり関連の事業や講座、イベントなどに積極的に参画し、疾病予防への知識を深めるなど主体的に取り組みます。
- 事業所等は、従業員の健康づくり活動に積極的に取り組みます。

関連する条例・計画等

- 加茂市健康づくり推進協議会条例
- 加茂市データヘルス計画、加茂市健康増進計画（第2次）「いきいき加茂21」、加茂市食育推進計画（第2次）、第2次加茂市歯科保健計画、加茂市自殺対策計画

施 策 の 展 開

1	健康づくりの推進												
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○各年代に応じた健(検)診の実施及びその後の保健指導・支援体制の整備や充実により、糖尿病重症化予防対策を効果的に実施し、生活習慣病有病者等を減少させ、医療費の伸びの抑制に努めます。 ○ウォーキングの推進、運動習慣の定着によって健康増進を図ります。運動意欲と継続性を高めるため、市民と協働し、商店街や企業、教育機関等と連携して健康づくりポイント事業に取り組みます。 ○適切な食事や健全な食生活の実践・継続に向けた食育や受動喫煙防止を含めた禁煙指導などの健康教育・相談事業の充実によって、心身の健康増進の基盤づくりを推進します。 ○健康づくりに主体的に取り組む市民が増加するよう、リーダーの育成に取り組みます。 ○悩みを抱える人を支える人材の育成と地域におけるネットワークの強化を推進します。 												
主な取組	各種健(検)診事業、糖尿病重症化予防事業、健康づくりポイント事業、各種保健事業												
指 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #d9e1f2;">指標名</th><th style="text-align: center; background-color: #d9e1f2;">現状</th><th style="text-align: center; background-color: #d9e1f2;">R 7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特定健康診査²受診率</td><td style="text-align: center;">45.9%</td><td style="text-align: center;">60.0%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康増進プロジェクト事業参加者数（累計）</td><td style="text-align: center;">未実施</td><td style="text-align: center;">1,000 人</td></tr> </tbody> </table>				指標名	現状	R 7	特定健康診査 ² 受診率	45.9%	60.0%	健康増進プロジェクト事業参加者数（累計）	未実施	1,000 人
指標名	現状	R 7											
特定健康診査 ² 受診率	45.9%	60.0%											
健康増進プロジェクト事業参加者数（累計）	未実施	1,000 人											
2	健康長寿の推進												
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師、管理栄養士、理学療法士等が地域の通いの場等へ出向き、生活習慣病重症化予防やフレイル予防の啓発活動を強化することで、早期支援につなげ、健康寿命の延伸に努めます。 ○高齢者の孤立や虚弱予防のために身近な地域での通いの場や居場所づくりを推進します。 ○楽しく体を動かし継続できるよう、啓発活動と環境整備に努めます。 												
主な取組	健康づくりポイント事業、腰痛膝痛予防教室、出前健康講座事業												
指 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #d9e1f2;">指標名</th><th style="text-align: center; background-color: #d9e1f2;">現状</th><th style="text-align: center; background-color: #d9e1f2;">R 7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">65 歳以上人口に対する中重度（要介護 3 以上）認定率</td><td style="text-align: center;">7.8%</td><td style="text-align: center;">7.3%</td></tr> </tbody> </table>				指標名	現状	R 7	65 歳以上人口に対する中重度（要介護 3 以上）認定率	7.8%	7.3%			
指標名	現状	R 7											
65 歳以上人口に対する中重度（要介護 3 以上）認定率	7.8%	7.3%											
3	地域医療												
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○住み慣れた地域で適切な医療が受けられるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと連携し、病院や診療所などの地域医療体制の維持・充実に努めます。 ○限りある医療資源の有効活用のため、地域医療の現状を市民へ広く周知する等、適正利用に向けた啓発活動に取り組みます。 												
主な取組	在宅当番医制事業、健康づくり推進協議会、保健事業懇談会、救急医療出前講座												
指 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #d9e1f2;">指標名</th><th style="text-align: center; background-color: #d9e1f2;">現状</th><th style="text-align: center; background-color: #d9e1f2;">R 7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">病院や診療所の撤退が気になる人の割合（市民アンケート）</td><td style="text-align: center;">54%</td><td style="text-align: center;">50%</td></tr> </tbody> </table>				指標名	現状	R 7	病院や診療所の撤退が気になる人の割合（市民アンケート）	54%	50%			
指標名	現状	R 7											
病院や診療所の撤退が気になる人の割合（市民アンケート）	54%	50%											

¹ フレイル：加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下し、要介護状態に至る前段階のこと。

² 特定健康診査：加茂市国民健康保険に加入している 40～74 歳の人を対象に実施する健診のこと。



施策 2 障がい者・障がい児福祉

施策の基本方針

住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち

障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、社会とつながりながら、ともに支え合い、自分らしく暮らせるまちを目指します。障がいのある人たちが住み慣れた地域で安心して生活ができるように支援体制を充実していきます。

現 状

- 障がい者や障がい児が住み慣れた地域で生活をしていくために、地域住民の障がい者に対する理解と支援体制構築の取組が求められています。
- 支援が必要な障がい者や障がい児の数は近隣地域を含めて増加傾向です。障害福祉サービス提供体制の確保・充実が求められています。
- 市が相談窓口となり、障がい者の相談全般に対応し、必要な障害福祉サービス等につなげています。障がい者の障害福祉サービス利用計画については、相談支援事業所が対応しています。
- 保健機関が中心となり、乳幼児健診等の機会に発達・成長面で気になる子どもを把握し、関係機関への情報提供を行っています。
- 市の保健師や家庭児童相談員を中心に、関係機関や家庭からの相談に対応しています。

課 題

- 障がい者の地域生活の継続や社会活動への参加のためには、市民の関心を高め、相互理解を深めることが重要であり、その啓発等の推進が必要です。
- 施設の利用希望の増加などに対応するため、障害福祉サービス事業者をはじめとする関係機関との更なる連携が必要です。
- 相談支援を中心に地域課題を把握して、関係機関等で情報共有を行い、既存の社会資源の活用や改善について、評価や検討ができる体制が必要です。
- 多様化する障がい者のニーズや個々の課題などにきめ細かく対応するため、相談支援体制の充実と相談支援専門員の知識や対応力の向上・強化が必要です。
- 乳幼児健診や就学時健診等の機会で、発達や成長に心配のある児童の早期発見が必要です。子育て支援機関や教育機関等との連携によるライフステージに合わせた相談支援・療育支援の体制が必要です。
- 療育的な支援が必要な児童・家庭への専門的支援の提供を行う体制が必要です。

市民ができること

- 障がい者や障がい児の多様な個性を理解し、偏見や差別を持たずに寛容に尊重し合います。
- ボランティア活動に参加するなど地域で助け合います。
- 障がい者や障がい児が地域とのつながりを持つるように、様々な活動に参加できる体制整備に協力します。

関連する条例・計画等

- 加茂市障害者計画
- 加茂市障害福祉計画
- 加茂市障害児福祉計画

施 策 の 展 開

1	障がい者理解の推進
展開方針	○パブリックスペースの環境改善やICT技術の導入等による物理的バリアフリー化の推進と併せて、障がい者や障がい児に対する理解促進の取組による心のバリアフリー化を推進することで、活動を阻害する社会的な障壁の除去を目指します。
主な取組	普及啓発事業の推進・充実

2	地域生活を支援する施策やサービスの充実		
展開方針	○障がい者施策に関する関係機関が参画する加茂市自立支援協議会を活用し、連携体制の構築や地域課題の把握、情報共有を行い、障がい福祉施策や障害福祉サービス等の充実を推進します。 ○加茂市自立支援協議会において、障がい福祉施策等の評価や改善策の検討を継続的に行い、障がい者の日常生活や就労等の社会生活についての支援体制の整備を推進します。		
主な取組	加茂市自立支援協議会の適切な運営（継続的な地域課題の把握、改善策等の検討）、障害福祉サービスの充実（サービス提供事業所の確保、障がい福祉施策の改善・開発）		
指 標	指標名	現状	R 7
	加茂市自立支援協議会による地域の支援体制の評価実施	なし	年1回以上

3	相談支援体制の充実		
展開方針	○民間事業者を活用するなど、気軽に相談できる窓口を充実させます。 ○相談支援専門員や相談支援事業等、ソーシャルワーク ¹ ができる人材の育成・確保を目指します。		
主な取組	相談支援体制の充実（相談支援事業の民間委託、相談事業者の誘致）、相談員等の知識・対応力向上のための研修事業実施（人材の育成・確保事業）		
指 標	指標名	現状	R 7
	基本相談事業の民間事業所への委託（基本相談窓口の増設）	なし	あり

4	児童への療育支援体制の充実		
展開方針	○早期療育支援のため、子育て支援・障がい児支援機関等の連携強化を推進します。 ○発達や成長に心配のある児童やその保護者等の相談・指導体制を充実し、それぞれのライフステージに応じた継続的な支援が行える体制づくりを目指します。		
主な取組	児童発達支援センターの設置		
指 標	指標名	現状	R 7
	児童発達支援センターの設置	未設置	設置済

¹ソーシャルワーク：地域の課題を明らかにし、地域の社会資源等の改善・開発のための検討や、その実現に向けた活動を行うこと。

施策 3 高齢者福祉



施策の基本方針

住み慣れた地域で、支えあい安心して暮らせるまち

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、介護保険制度を中心としたサービス提供体制の充実と在宅医療・介護の連携強化を図ります。また、地域のつながりを生かした見守りやきめ細かな相談支援などにも取り組みながら、お互いに支えあい健やかに安心して暮らせるまちを目指します。

現 状

- 介護保険サービスの提供は、市の事業所が主体となり行ってきましたが、現在は民間事業所の参入も促し、多様化するニーズに対応できるよう取り組んでいます。
- 加茂市地域包括支援センターを中心として、医療・介護・生活環境に関する相談支援体制を構築しています。ただし、センター設置数が市直営の1箇所だけで、専門性を持った人員が不足しています。
- 認知症高齢者やその家族を支援するため、認知症地域支援推進員を中心に、専門の医療機関や介護サービス等への連携支援などの取組を行っています。また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見や受診勧奨などの早期対応を推進しています。
- 腰痛・膝痛予防教室の実施や介護予防の健康講話・体操を行うことで、運動の動機づけや重症化予防の取組を行っています。

課 題

- 介護保険サービスの種類が限定されており、個々のニーズに応えるには不十分です。また、居宅介護支援事業所も不足しているため、今後は必要なサービスの民間参入を更に促す必要があります。
- 地域包括支援センターの人員拡充など更なる機能強化が求められています。また、地域ボランティアの掘り起こしも進んでおり事業の担い手育成が急がれます。
- 豊かな知識と経験を持つ高齢者が、地域社会の中で活躍できる場を整える必要があります。
- 認知症高齢者やその家族が地域の人や専門知識を持った人と情報を共有し、お互いに理解し合う通いの場などが地域で不足しています。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一體的な実施を行うため、課題を明確にし、より効果的に事業を進め必要があります。

市民ができること

- 介護に対する理解を深め、一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識を持ちます。
- 制度やサービスについて広報誌等で情報収集し、不明な点があれば関係機関や行政に積極的に相談します。

関連する条例・計画等

- 加茂市介護保険条例
- 加茂市介護保険事業計画、加茂市老人福祉計画、加茂市介護給付適正化計画

施 策 の 展 開

1	介護サービスの利用基盤整備		
展開方針	○介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう必要な介護サービス提供体制を整えます。それを効果的に利用できるよう調整する居宅介護支援事業所も整備していきます。		
主な取組	民間の介護事業所の新規参入促進、既存事業所への拡充呼びかけ		
指 標	指標名	現状	R 7
	居宅介護支援事業所数	4 事業所	6 事業所

2	地域包括ケアシステムの推進		
展開方針	○地域包括支援センターを中心に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制を充実し、フレイル対策から看取りまで切れ目のないサポートを実現していきます。		
主な取組	地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議推進事業、在宅医療・介護連携推進事業、介護予防事業、腰痛・膝痛予防教室		
指 標	指標名	現状	R 7
	地域包括支援センター専門職員数	3 人	6 人

3	高齢者の生活支援		
展開方針	○高齢者の生活を支える地域の体制づくりや様々な社会参加を促すことにより、地域に根ざした福祉環境の整備に努めます。また、地域ボランティアの掘り起こしも積極的に進めています。		
主な取組	老人クラブ・高齢者サロン、健康講話、長寿祝い金、生活支援コーディネーターや協議体の配置		
指 標	指標名	現状	R 7
	地域における高齢者サロン設置の促進	12 団体	20 団体

4	認知症高齢者とその家族のサポート		
展開方針	○認知症に関する知識の普及啓発や相談体制の充実を図り、地域において認知症高齢者とその家族を支援する環境を整えます。また、認知症予防に取り組むとともに、認知症の早期診断早期対応ができる仕組みを拡充します。		
主な取組	認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェ等交流の場の提供、認知症初期集中支援チームの設置、認知症施策総合支援事業、成年後見制度利用促進事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	認知症サポーター（講習受講者）数	2,075 人	2,500 人

施策 1 防災・減災



施策の基本方針

災害に強く安全に暮らせるまち

災害に備え、行政による「公助」、市民自らが災害への備えを行う「自助」、地域で助け合う「共助」の考え方を浸透させ、市民参加型の防災対策を推進します。また、甚大化する災害に対応できる社会基盤を構築し、災害に強いまちづくりを進めます。

現 状

- 全国的に地震や豪雨による大規模災害が頻発しています。人口減少や少子高齢化により地域の防災力の低下が懸念されますが、職員数も減少しており行政だけの力で災害に対応することが困難になってきています。
- 「共助」の部分を担う自主防災組織が結成されていないため、地域でどのように助け合い、支えあっていけば良いか、その方法や役割分担等が共有されていません。
- 災害時は避難や救助等に関する情報の伝達が重要となります。緊急速報メールや登録型情報配信サービス、広報車、データ放送やホームページによる情報の伝達を行っています。
- 大規模災害に備え、飲食料や毛布等の物資の備蓄を行っていますが、避難時において安全・安心に避難生活を送るためのニーズが多様化しています。
- 災害に強い都市基盤構築の一環として、加茂川・下条川に雨水排水ポンプ場及び雨水管渠の整備を行い、住宅地における浸水対策を実施しています。

課 題

- 行政の担う役割が多様化、複雑化、高度化していることから、災害時業務の標準化¹を進めるとともに「共助」の考え方を浸透させ、地域の防災力の向上を図る必要があります。
- 自分たちの身は自分たちで守るという意識の向上が必要です。そのためには、自主防災組織の結成など市民参加型の防災体制が必要です。
- 避難情報や救助に関する情報の伝達を市民に漏れなく、かつ迅速に行うため、伝達手段の多重化が必要です。
- 大規模災害時の避難の長期化や感染症に配慮した避難所を設営するための物資が不足しており、拡充が必要です。
- 想定を超える災害が頻発していることから、施設の耐震化や耐水化など国土強靭化の取組を進め必要があります。

市民ができること

- 日頃から防災に関する意識や知識に关心を持ち、家庭内で話し合います。
- 災害時のルールや避難所を確認し、非常用の物資を常に備えておきます。
- 地域内で避難に関する決まりごとや近隣同士での助け合いについて、考え方を共有します。

関連する条例・計画等

- 新潟県加茂市防災会議条例、新潟県加茂市災害対策本部条例
- 加茂市地域防災計画、加茂市橋梁長寿命化修繕計画
- 加茂市自主防災組織認定要綱

施 策 の 展 開

1	地域防災力の充実					
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○自助・共助・公助の仕組みを明確にし、行政と市民が協働で行う防災体制の構築を目指します。そのために、防災活動の要となる自主防災組織の結成と育成について、支援します。また、災害時の多様化するニーズに対応するため、女性や幅広い年齢層の自主防災組織への参画を目指します。 ○「自分の身は自分で守る」という「自助」の考えを浸透させ、家庭内の緊急連絡手段や日頃からの備蓄の用意など、一人ひとりが災害への備えを意識するよう積極的な啓発に努めます。 ○ハザードマップを活用し、避難行動要支援者²の避難対策を地域や学校と連携して行い、地域ごとの自主的な防災・避難訓練実施について支援します。 					
主な取組	自主防災組織活動事業補助金、ハザードマップの更新、研修会・講演会等の実施					
指 標	指標名	現状	R 7			
	自主防災組織 結成率	0 %	50%			
2	危機管理体制の整備					
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○機能的な防災体制を構築するため、地域防災計画や各種マニュアルの策定・更新を行います。 ○市民へ適切な情報を迅速かつ漏れがないように伝達するために、メールとSNSを活用した「加茂市防災・市民情報配信サービス」の利用推進と更なる情報伝達手段の多重化を図ります。 ○大規模災害や感染症に備えた避難所運営のため、民間団体の流通備蓄を活用しながら、パーテーションや簡易ベッドなどの備蓄を行います。 					
主な取組	定期的な地域防災計画の見直し、各種マニュアルの策定・更新、加茂市防災・市民情報配信サービス、避難所用物資の備蓄、防災訓練の実施					
指 標	指標名	現状	R 7			
	加茂市防災・市民情報配信サービス登録数（メール・LINE）	2,495 件	5,000 件			
3	都市基盤・構造物の整備					
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○過去の浸水実績やハザードマップを基に、雨水管渠等の整備を実施します。 ○浸水想定区域や土砂災害危険箇所に基づいて、国・県と連携を図りながら災害リスクの高い箇所における河道掘削等の浸水対策や、砂防施設の整備等の土砂災害対策を進めます。 ○公共施設の耐震化を促進するとともに、老朽化した道路、橋梁、上下水道を計画的に維持管理し、災害時の行政機能とインフラ機能の保持に努めます。 					
主な取組	浸水対策事業（公共下水道事業）、排水ポンプ場の耐水化、公共施設の耐震化、インフラの保全					
指 標	指標名	現状	R 7			
	公共施設の耐震化率	51.4%	57.5%			

¹ 災害時業務の標準化：災害対応は全府的又は他自治体からの応援により行うことも想定されるため、マニュアルなどにより職員ごとで対応が異なることがあるようになります。

² 避難行動要支援者：高齢者や障害者などのうち、災害が発生した場合などに自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。

施策 2 消防・救急



施策の基本方針

消防・救急体制の充実により、安心して暮らせるまち

消防署と消防団の連携を促進し火災予防に取り組むとともに、消防関係施設・車両・資機材の維持管理を適切に行うことで、火災や災害の被害の防止・軽減に努めます。

救急救命士の養成と救命講習会の充実により、救護体制の整備と救命率の向上に努めます。

現 状

- 田上町と共に加茂市・田上町消防衛生保育組合として消防署を設置し、必要な職員の配置と技術の向上に努めています。
- 消防団員の訓練や、震災対応資機材等を整備し、災害時に迅速に対応できるよう取り組んでいます。
- 消防団員数の減少と高齢化が進んでいます。
- 消防署と消防団で協力して防火指導を行っており、世帯数に対する火災件数の割合は県内でも少なく推移しています。
- 広報紙などで住宅用火災警報器の適切な設置の促進に取り組んでいます。
- 増加する救急需要に対応するため、救急救命士及び指導救命士の増員や、市民への応急手当の普及啓発に努めています。

課 題

- 消防署・消防団とも施設、車両、装備の老朽化が進んでおり、市民の生命と財産の保護のため、災害発生時に機能不全に陥らないよう安全性を確認し、適正に維持管理をする必要があります。
- 様々な災害に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織の連携及び対応力を強化し、強固な防災体制を構築する必要があります。
- 消防団員の減少と高齢化が進む中、今後も地域の消防力・防災力を維持していくためには消防団員の確保が課題となっています。
- 住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過しました。既設機器の取り替え推進や、条例に適した設置の啓発をさらに強化する必要があります。
- 増加する救急需要に適切に対応するため、計画的に救急救命士を養成するとともに、市民を対象とした救命講習会を開催し、市民との連携による救命率の向上を目指す必要があります。

市民ができること

- 消防団への入団や、救命講習の受講など地域の防災力向上に協力します。
- 火災に備えて住宅用火災警報器の点検、取り替えを適切に行います。

関連する条例・計画等

- 加茂市消防団の設置等に関する条例等
- 加茂市・田上町消防衛生保育組合規約等
- 加茂市地域防災計画、加茂地域消防計画

施 策 の 展 開

1	消防体制の強化			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○火災被害を防止・軽減するため、消火活動に必要な水利を確保するとともに、火災防御技術の向上と消防施設や装備の適正な維持管理に努めます。 ○消防署では、大規模災害等に備え県央消防応援協定書などを締結し、近隣消防と相互に応援しあう体制を構築していることから、この連帯を堅持します。 ○消防団への加入を促進し、団員が活動しやすい環境整備に取り組むとともに、消防団員の技術向上と士気を高める各種訓練を実施します。 			
主な取組	女性消防団員の加入促進、消防団協力事業所への加入促進、定期的な消火栓点検の実施、消防署・消防団・自主防災組織の各種連携訓練の実施			
指 標	指標名	現状	R 7	
	消防団員数	377 人	390 人	

2	火災予防の取組の推進			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅火災による死傷者の発生を防ぐため、高齢者への防火指導や、学校の避難訓練の場などを利用し、子どもの頃から防火意識を持てるよう働きかけを行い、住宅火災死傷者0を目指します。 ○住宅用火災警報器の適切な設置を進めるため、広報活動を強化します。また、設置義務化から10年が経過し交換時期を迎えていることから、既設機器の取り替えが進むよう啓発します。 			
主な取組	地区の防火講話の取組強化、避難訓練の取組強化、広報紙やホームページ、SNS等による火災予防及び住宅用火災警報器の設置や取り替えの呼びかけ強化			
指 標	指標名	現状	R 7	
	住宅用火災警報器の設置率	84%	100%	

3	救急体制の充実			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○救急現場において、市民が応急手当出来るように事業所・幅広い年齢層の方にAEDを使用した心肺蘇生法の講習を行います。 ○救急車の適正利用について、関係機関と協力して地域住民に啓発を行います。 			
主な取組	救命講習会の実施、応急手当の必要性とAEDの有効性の啓発、救急車の適正利用の啓発			
指 標	指標名	現状	R 7	
	救命講習会受講者数（年間）	56 人	1,000 人	

施策 3 防犯・交通安全



施策の基本方針

犯罪や交通事故にあわない安全・安心なまち

加茂市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例に基づき、市民や関係機関とそれぞれの役割について相互に理解を深めながら連携・協力して活動や施策に取り組みます。犯罪抑止に向けた啓発や交通安全対策を行い、市民一人ひとりの意識とマナーの向上を図ることで、犯罪や交通事故、消費者トラブルにあうことなく安全で安心して暮らせるまちを目指します。

現 状

- 各地域で行われる防犯パトロールを推進しています。
- 加茂警察署や加茂・田上防犯協会と連携し、啓発活動等に取り組むことで、防犯意識の向上に努めています。
- 交通事故防止のため、交通安全教室や各季交通安全運動期間において街頭指導を行い、交通安全意識の向上を図っています。
- 近年、架空請求やインターネット通販でのトラブルなど消費者問題が複雑・多様化しているほか、高齢者の消費者トラブルも増加傾向にあります。
- 消費者情報の定期的な発信や、各団体と連携した消費者対策に取り組んでいます。
- 市民アンケートでは、「事故・犯罪の少なさ」について、重要度が高く、市民の関心が高い取組となっています。

課 題

- 地域や学校、警察と連携し、防犯上重要な箇所への対策が必要です。
- 今後も街頭での防犯に関する啓発や児童の見守り活動を維持していく必要があります。
- 交通事故死者ゼロを目標に、交通安全教育の機会を多く設け、交通安全・交通事故防止意識を更に向上させる必要があります。
- 多様化する消費者相談等に対応するため、相談体制の強化や相談員の資質向上が求められています。
- 振り込め詐欺等の特殊詐欺については、年々手口が巧妙化していることから、情報を迅速に市民に周知する必要があります。

市民ができること

- 鍵かけや防犯ブザー等自身の防犯対策を再確認するほか、ご近所同士で積極的にあいさつや声かけを行います。
- 交通ルールを守り、思いやり・譲り合いの精神を心がけます。
- 不審な電話やメール、訪問者に対して不安があれば、一人で悩まず周りに相談します。

関連する条例・計画等

- 加茂市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例
- 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画

施 策 の 展 開

1	犯罪のない安全なまち		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や学校、警察と協議し、重要箇所における防犯カメラの設置を推進するほか、防犯灯及び道路照明灯の整備に取り組みます。 ○地域や学校、警察と連携し、街頭での啓発や見守り活動を推進します。 		
主な取組	防犯カメラ設置事業、防犯灯及び道路照明灯の整備、加茂・田上防犯協会や地区防犯団体への支援、防災・市民情報配信サービスによる防犯情報の発信		
指 標	指標名	現状	R 7
	交通事故や犯罪が少なく安心して暮らせると感じる人の割合 (市民アンケート)	64%	70%

2	交通安全の推進		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教室や啓発などの交通安全対策を進め、市民一人ひとりの意識とマナー向上を図ります。 ○加茂地区交通安全協会や加茂市交通安全母の会、警察等関係機関と連携し、交通安全・交通事故防止を推進します。 		
主な取組	交通安全教室や各季交通安全運動の実施、加茂地区交通安全協会や加茂市交通安全母の会への支援、チャイルドシート助成事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	交通事故死者数（年間）	1人	0人
	人身事故発生件数（年間）	24 件	20 件

3	消費者保護		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活相談体制の充実を図り、消費者の生活を守ります。 ○消費生活相談窓口と、相談することの大切さについて周知します。 ○消費者トラブル防止のため、幅広い世代にパンフレットを配布するほか、ホームページ等を活用した啓発活動に取り組みます。 		
主な取組	消費生活相談窓口の設置とその周知、消費生活や多重債務に関する相談会、消費者被害防止啓発事業、消費生活関連図書の整備、相談員の知識・対応力向上のための研修参加支援		
指 標	指標名	現状	R 7
	消費啓発広報回数（年間）	14 回	27 回

施策 4 生活環境



施策の基本方針

廃棄物が適正に処理され、衛生的で健やかに暮らせるまち

ごみの分別・収集方法の検討やリサイクル活動を進め、ごみの減量化に取り組み環境負荷を軽減します。今後のごみ処理のあり方については田上町及び加茂市・田上町消防衛生保育組合と検討を進めます。誰もが安心して気持ちよく生活できるよう、市民や関係機関と協力してごみの適正処理やリサイクル活動を進めるほか、不法投棄や公害の防止、ペットの飼育マナー向上など生活環境の保全に努めます。

現 状

- 環境負荷軽減を図るため、ごみの分別・収集方法の検討やリサイクルの推進など、ごみの減量化に取り組んでいます。
- 不法投棄防止のため、パトロールの実施や看板の設置を行っています。
- 犬や猫の飼い方、マナーについての苦情や野良猫による被害の相談があります。
- 公害対策として、定期的に河川の水質調査を行っています。
- 市民の憩いの場である加茂山や加茂川の一斉清掃を行っています。
- 区の要望を受け、ごみ集塵箱の購入・設置を行っています。
- 生活環境保全のため、市街地の下水路の消毒や泥上げ、江川のごみ処理などを行っています。

課 題

- 今後のごみ処理のあり方について、田上町及び加茂市・田上町消防衛生保育組合と最適な処理方法を検討する必要があります。
- ごみの減量化を進めるために、ごみの分別品目の拡大やリサイクルの推進など、周知徹底と市民の協力が重要となります。
- 不法投棄の根絶を目指し、住民や警察との協力体制を構築し不法投棄防止を図る必要があります。
- 犬や猫の飼い方、マナーについて飼い主の意識向上を図る必要があるほか、野良猫については関係機関と連携し適切な対応を行う必要があります。
- 道路や山林、河川へのごみの投げ捨て、公園や河川敷でのごみ放置を無くす取組が必要です。
- ごみ集塵箱未設置ステーションへの集塵箱設置や老朽化した集塵箱の更新を進め、カラス等動物によるごみ散乱防止対策を進める必要があります。

市民ができること

- ごみ減量化の必要性を理解し、適切なごみの分別に協力します。
- 一人ひとりが身の回りや暮らす地域をきれいに保つよう心がけます。
- 犬や猫などペットを飼育する際は責任を持ってマナーを守ります。

関連する条例・計画等

- 加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、加茂市自然環境保全条例
- 加茂市・田上町消防衛生保育組合規約

施 策 の 展 開

1	ごみ処理施設の運営
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○今後のごみ処理の方向性や施設のあり方について、田上町及び加茂市・田上町消防衛生保育組合と検討し、ごみ処理施設整備基本構想を策定します。 ○現在のごみ処理施設の適正な維持管理と運営に努めます。
主な取組	ごみ処理施設整備基本構想の策定

2	廃棄物の適正処理と公害の防止									
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理基本計画に基づいて適正にごみ処理を行います。 ○ごみの分別や収集方法は分かりやすい周知に努め、リサイクル活動を推進して環境負荷軽減とごみの減量化を行います。 ○不法投棄根絶を目指して関係団体と連携し、連絡体制やパトロール体制の強化などの不法投棄防止活動を行います。 ○騒音・振動・水質汚濁・悪臭公害に対しては関係法令に則り対応し、自然環境と生活環境の保全に努めます。 									
主な取組	一般廃棄物処理基本計画に基づく分別収集計画の策定、リサイクル（再生資源回収）活動の推進、再生資源回収補助金、パトロールや看板設置などの不法投棄防止活動の強化、公害対策事業									
指 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #e0f2ff;">指標名</th> <th style="text-align: center; background-color: #e0f2ff;">現状</th> <th style="text-align: center; background-color: #e0f2ff;">R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ごみの排出量（年間）</td><td style="text-align: center;">10,500t</td><td style="text-align: center;">9,450t</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">不法投棄件数（年間）</td><td style="text-align: center;">5件</td><td style="text-align: center;">3件以下</td></tr> </tbody> </table>	指標名	現状	R 7	ごみの排出量（年間）	10,500t	9,450t	不法投棄件数（年間）	5件	3件以下
指標名	現状	R 7								
ごみの排出量（年間）	10,500t	9,450t								
不法投棄件数（年間）	5件	3件以下								

3	衛生的なまちづくり						
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が安心して気持ちよく日常生活を過ごせるよう、ごみ集塵箱の設置を進めるほか、一斉清掃や公共下水路の消毒、害虫防除対策などの取組により衛生的な生活環境の保全に努めます。 ○関係機関と連携して犬や猫の飼い主の飼育マナー向上を図るとともに、野良猫が増加しないよう工夫を与えないなどの周知を徹底します。 						
主な取組	加茂山一斉清掃、加茂川一斉清掃、ごみ集塵箱購入・設置、公共下水路消毒業務、害虫駆除薬剤購入費補助、江川道路等清掃業務						
指 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #e0f2ff;">指標名</th> <th style="text-align: center; background-color: #e0f2ff;">現状</th> <th style="text-align: center; background-color: #e0f2ff;">R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ごみ集塵箱設置数</td><td style="text-align: center;">637 基</td><td style="text-align: center;">687 基</td></tr> </tbody> </table>	指標名	現状	R 7	ごみ集塵箱設置数	637 基	687 基
指標名	現状	R 7					
ごみ集塵箱設置数	637 基	687 基					

施策 5 住環境



施策の基本方針

花と緑に囲まれた快適で住みよいまち

すべての市民が安心し、快適に暮らすことのできる住環境を形成するとともに、移住支援の充実等により移住・定住を促進します。地域と連携し、行政による補助などの「公助」に加え、市民自らが環境整備を行う「自助」、地域住民で協力し合う「共助」による取組を進めるとともに、自然豊かで住みよい住環境の整備を推進します。

現 状

- 人口減少により空き家が増加しています。空き家バンク¹制度を活用し、空き家の流通を促進しています。
- 古い公共施設が多く、改修が行われていないことからバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の取組が進んでいません。
- 市民団体、区や小中学校等の団体と協力し、まちの美化活動に取り組んでいます。
- 建物の老朽化に伴う飛散物等に対して、所有者に注意喚起をしています。
- 市民アンケート調査では、約4割が公園に満足していないと回答しています。
- 公営住宅の老朽化が進み、維持管理に多大な費用を要しています。

課 題

- 危険な状態の空き家が増えないように、所有者に適正な維持管理を促す必要があります。また、空き地の適正管理の啓発も必要です。
- 住みよい住環境を整備するとともに、支援の情報を移住希望者に向けて発信する必要があります。
- 誰もが利用しやすい公共施設の整備に取り組む必要があります。
- 花と緑をいっぱいにする会の活動に賛同してもらい、より一層まちの美化に取り組む必要があります。
- 公園の満足度を上げるため、ローラースライダーやリス園、広い芝生の広場などの特徴を活かした賑わいの創出が求められます。
- 計画的な更新や地域と連携した公園施設の維持管理を進め、市民に親しまれる公園を整備していく必要があります。
- 公営住宅の修繕費の抑制が必要です。

市民ができること

- 所有する土地や建物について、責任を持って維持管理します。
- 公園の保全や美化活動への協力など、快適な住環境の保全に努めます。

関連する条例・計画等

- 新潟県福祉のまちづくり条例
- 加茂市市営住宅条例、加茂市都市公園条例
- 加茂市公営住宅等長寿命化計画、加茂山公園施設長寿命化計画

施 策 の 展 開

1	移住・定住						
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家の実態を把握し、空き家バンクへの登録などにより利活用を促進します。また、危険な空き家に対しては除却等適切な措置を講じます。空き家・空き地の適正維持のため、啓発を行います。 ○暮らしに関する各種の情報を積極的に発信するとともに、加茂市への移住希望者のニーズに対応する相談体制の充実を図ります。 ○加茂市への移住者に補助金を交付するなどの支援を行います。 						
主な取組	空き家バンクの実施、移住支援金の交付、住宅取得補助金の交付						
指 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指標名</th> <th style="text-align: center;">現状</th> <th style="text-align: center;">R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空き家バンクの年間成約数</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: center;">5 件</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状	R 7	空き家バンクの年間成約数	1 件	5 件
指標名	現状	R 7					
空き家バンクの年間成約数	1 件	5 件					

2	快適な住環境
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、公園や市役所など公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進め、誰もが自由に活動できる住環境を整備します。 ○地域の環境美化活動の活性化を促し、花と緑で美しく彩られた快適なまちづくりを進めます。
主な取組	水と緑の環境づくり花いっぱい推進活動

3	公園の整備									
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の憩いの場や遊びの場として親しまれる公園づくりを進めます。 ○長寿命化計画に基づき、加茂山公園の遊具や公園施設²の計画的な更新を行います。 ○各地域の小規模な公園は、地域と協力し適切な維持管理に努めます。 									
主な取組	加茂山公園施設長寿命化計画策定調査、加茂山公園施設長寿命化対策支援事業									
指 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指標名</th> <th style="text-align: center;">現状</th> <th style="text-align: center;">R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園の遊具更新率</td> <td style="text-align: center;">26.4%</td> <td style="text-align: center;">40.0%</td> </tr> <tr> <td>公園の施設更新率</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状	R 7	公園の遊具更新率	26.4%	40.0%	公園の施設更新率	0.5%	10.0%
指標名	現状	R 7								
公園の遊具更新率	26.4%	40.0%								
公園の施設更新率	0.5%	10.0%								

4	市営住宅
展開方針	○将来的な市営住宅の集約化を見据え、老朽化した木造住宅の廃止を検討します。需要の多い鉄筋コンクリート造の住宅を中心に修繕を行い、木造住宅については現状の維持管理に努めます。
主な取組	加茂市公営住宅等長寿命化計画の改定

¹ 空き家バンク：地方公共団体が住民から空き家や空き地の登録を募り、利用を希望する人に物件情報を提供する制度。

² 公園施設：公衆トイレ、リス園舎や見晴台などの工作物のこと。

施策 6 道路・公共交通



施策の基本方針

安全で安心して通行できる道路と利用しやすい公共交通が整備されたまち

日ごろからの維持管理や地元要望に基づく改良、除雪による冬期間の円滑な交通の確保や市民バスにおける地域のニーズに見合った効率的かつ機能的な運行方法への見直しによって、安全で安心して通行できる道路と利用しやすい公共交通が整備されたまちを目指します。

現 状

- 地元要望により生活道路等の改良に取り組んでいるほか、老朽化が進行している道路や橋梁等について、緊急性の高いものから修繕しています。
- 除雪などの雪対策は市民生活や経済活動において重要な課題であり、市民アンケートでも重要度、満足度ともに高い数値を示していることから、降雪時の幹線道路及び生活道路における円滑な交通の確保に向けた除雪体制の構築に努めています。
- 市民バスでは車両の老朽化や利用者の減少に伴い、乗車人数に見合った車両による運行や、実績に合わせた減便等を実施するなど、再編に取り組んでいます。
- 市民アンケートでは、道路の整備や市民バスなどの公共交通政策に対する重要度が高いにも関わらず、満足度が低い結果となっています。

課 題

- 利便性や安全性の向上を図るため、生活道路等の改良や通学路等の路肩拡幅を着実に進める必要があります。
- 市内を通る国県道の早期完成を県に強く働きかけ、拠点性の向上を図る必要があります。
- 道路や橋梁等の老朽化が進行していることから、長寿命化修繕計画を策定し、計画的な修繕を行って維持管理コストの縮減と予算の平準化を図る必要があります。
- 老朽化した消雪施設の計画的な更新や維持管理、除雪協力業者の確保と緊密な情報共有により、円滑な除雪体制の維持が必要です。
- 市民バスの運営や運行方法について抜本的に見直し、満足度の向上を図る必要があります。

市民ができること

- 家の出入口の除雪は各家庭で行うなど、除雪作業がスムーズに行われるよう協力します。
- 公共交通運行の妨げとなるような、路上駐車などはしないよう心がけます。
- 公共交通機関等で、移動や乗降などで困っている人や手伝いが必要な人がいたら協力します。

関連する条例・計画等

- 加茂市営市民バス条例
- 加茂市橋梁長寿命化修繕計画、加茂市雪害予防計画
- 加茂市地域公共交通会議

施 策 の 展 開

1	道路整備		
展開方針	○未改良の市道において、特に狭い箇所の解消や歩行空間の確保を計画的に行います。 ○国県道の整備を促進するため、各整備促進協議会等を通じて積極的に要望活動を行います。		
主な取組	市道改良事業、国道403号線整備促進期成同盟会運営事業		
指 標	指標名	現状	R7
	市道改良率 ¹	62.3%	62.6%

2	道路維持		
展開方針	○老朽化が進む道路や橋梁等の計画的な修繕を行い、安全安心な道路交通を確保します。 ○冬期間の円滑な道路交通を確保するため、除雪体制と消雪施設の維持に努めます。		
主な取組	橋梁長寿命化修繕事業、市道除雪、消雪施設維持管理		
指 標	指標名	現状	R7
	橋梁長寿命化修繕数	0橋	80橋 ² のうち6橋

3	公共交通		
展開方針	○地域の移動ニーズに合わせた市民バスの運行路線や運営方法の見直しによって、運行内容の効率化や利便性の向上を図り、将来に渡って持続可能な移動手段を確保します。 ○公共交通網作成計画を策定し、買い物や通院など生活面での利便性向上に努めます。 ○公共交通施設などで、バリアフリー・ユニバーサルデザイン ³ 化を推進します。		
主な取組	デマンド型乗り合いタクシー ⁴ の導入を含めた市民バスの運行見直し		
指 標	指標名	現状	R7
	市営公共交通利用者数（年間）	73,215人	85,000人

¹ 市道改良率：市道改良済延長（m）/市道実延長（m）×100（%）

² 80橋：加茂市管理265橋のうち、H30年度実施の橋梁点検の結果、健全度評価Ⅲ（早期措置）となった橋梁数。

³ バリアフリー・ユニバーサルデザイン化：施設や製品等については新しいバリア（障壁）が生じないよう、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。

⁴ デマンド型乗り合いタクシー：利用者の事前予約に応じる形で経路やスケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと。

施策 7 水道水の供給



施策の基本方針

安定的に安全でおいしい水道水が供給されるまち

人口減少などに伴う使用水量の減少による収益の減少、施設の老朽化による維持費、更新工事など経費の増加が想定される中で、収支均衡を図りながら安定的で健全な経営に努めます。

自然災害、事故、水質異常などにも耐え得るための計画的な施設の更新を図り、安全でおいしい水道水が提供できるように努めます。

現 状

- 約 310,000 千円の累積欠損金¹（過去の赤字額の累積）が発生しています。
- 県内で水道料金が安価であり、人口減少等により収益が減少し、また、施設の維持費等で費用が増加したため、水道事業の安定的な経営が困難となっていました。そのため、令和2年度から水道料金を改定しました。
- 水道料金の未納額が累積することで、現金収入が不足し、事業の実施に支障が生じています。
- 水道料金をいつでも納めやすくするためにコンビニ収納を始めました。それにより水道料金の収納率の向上を図っています。
- 管の老朽化による漏水等により、有収率²が 70% を切っています。
- 水道施設の老朽化により漏水や管の破損事故が増加しています。そのため、事故等を未然に防ぐための漏水調査を実施しています。

課 題

- 今後想定される収益の減少や経常的な支出のほか政策的な支出にも耐え、累積欠損金の解消を目指しながら、安定的に収支均衡が維持できる水道事業経営計画の策定が必要です。
- 経営を維持し発展させるためには財源の確保が必要になります。
- 令和2年度の料金改定や、未収金を回収しても依然として現金保有額が少ない状況です。現金不足は大事故や災害時の対応に支障をきたします。そのため、計画的な料金改定が必要です。
- 漏水や管の事故等を未然に防ぐため、漏水調査を引き続き実施し、かつ、長期的で計画的な実施が必要です。また、危険個所を察知し早急に対処することで、有収率の向上を図ります。
- 管などの配水施設のほか水を作る浄水施設の老朽化も著しく、これら老朽施設の計画的な更新が必要になります。そのためにも将来的な更新計画の作成が急務となります。

市民ができること

- 水道料金は期限内に納入します。
- 引越しなどの際は、上下水道課で必要な手続きをします。

関連する条例・計画等

- 加茂市水道給水条例
- 加茂市水道事業経営戦略

施 策 の 展 開

1	持続可能な水道経営			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度に料金改定を実施し累積欠損金の解消に取り組み始めました。累積欠損金の解消を図りながら、収支均衡を維持し安定的な経営を継続していくため、長期的な基本計画の経営戦略を策定し、経営戦略の検証と見直しを行い、健全な経営を目指します。 ○経営状況を見極めながら料金改定を検討します。 ○水道料金の未収金回収やコンビニ収納による期限内納入を推進し、現金保有額や収納率の向上に努めます。 ○収納事務の効率化のため、未収金回収や停水措置等の収納に係る業務の民間委託を検討します。 			
主な取組	経営戦略の策定、料金改定、収納業務の民間委託の検討			
指 標	指標名	現状	R 7	
	累積欠損金比率 ³	78%	43%	

2	有収率の向上			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○配管施設の老朽化が原因で、漏水や破損事故が増えています。そのため、令和2年度から漏水調査を開始しました。今後も継続して漏水調査を実施します。 ○漏水調査を基に適正な修繕、更新工事を実施し、有収率を向上させ漏水を少なくします。 			
主な取組	漏水調査、施設保存工事、建設改良工事			
指 標	指標名	現状	R 7	
	有収率	69%	73%	

3	計画的な施設の更新			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○事故、災害等にも耐えられるように、老朽化している浄水設備や配水施設を更新していきます。災害等で原水が悪化しても、安全でおいしい水の提供に努めます。 ○アセットマネジメント⁴を策定し、管路、浄水施設等の資産状況を整理、評価し水道事業全体の更新計画の作成や災害にも耐え得る耐震化を図ります。 			
主な取組	アセットマネジメントの策定、耐震化計画の策定			
指 標	指標名	現状	R 7	
	管路経年化率 ⁵	33%	33%	

¹ 累積欠損金：営業活動によって生じた欠損の各事業年度の損失(赤字)の累積額のこと。

² 有収率：年間総有収水量(料金となった水量)/年間総配水量のこと。

³ 累積欠損金比率：累積欠損金/(営業収益－受託工事収益)のこと。

⁴ アセットマネジメント：持続可能な水道事業を実現するため、中長期的な視点に立ち、水道施設を効率的・効果的に管理運営する体系化された実践活動のこと。

⁵ 管路経年化率：法定耐用年数を経過した管路延長/総管路延長のこと。

施策 8 汚水処理の推進



施策の基本方針

生活排水が適切に処理されるきれいな川と清潔で快適なまち

下水道の整備と合併処理浄化槽の設置で、快適で衛生的な生活と公共用水域の水質が守られます。汚水処理¹人口普及率²・下水道接続率³等の向上によって適切な汚水処理を推進し、施設・設備の適切な保全、効率的な管理と計画的な改築更新を進めます。公平かつ適正な使用料により持続可能な経営を行います。

現 状

- 下水道接続人口は、下水道整備の進捗と接続の促進により平成 26 年度にピークを迎えましたが、人口密度の低い地区の整備に入ったことや年間 500 人弱の行政区域内人口減少の影響を受け、年々減少しています。
- 工場などの大口事業所の年間使用水量は、平成 18 年度のピークから 1/3 以下に落ち込みました。
- 単独処理浄化槽⁴を 3 割（約 8 千人）の方が使用しています。単独処理浄化槽は、下水道や合併処理浄化槽に比べて 8 倍川を汚す⁵ことになります。
- 下水道処理人口普及率⁶や下水道接続率は県内市町村の平均と比較しても低い水準にあります。
- 下水道の供用開始から 30 年以上経過し、浄化センターの施設・設備の改築・更新の時期を迎えています。
- 下水道は官公庁会計（単式簿記）の特別会計で事業を行っており、減価償却費の概念がなく適切な原価計算が困難です。

課 題

- 下水道使用水量の減少に対応するため、使用料改定と収納率向上が必要です。
- 下水道未接続人口が約 2 割あり、使用料に換算すると年間 4 千万円以上の減収となっています。市の下水道未接続施設でも年間 300 万円以上の減収に相当することから、接続率の向上が必要です。
- 川をきれいに保つために、市民・事業者・行政が一体となって下水道への速やかな接続を図る必要があります。また、下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の設置を推進し、適切な汚水処理の普及が早期に完了するよう取り組む必要があります。
- 浄化センターの老朽化が進み、施設の更新が必要です。下水道管渠の老朽化による道路陥没等重大事故の未然防止のため、適切な管理が求められます。
- 使用料改定の根拠となる対象原価の説明のため、長期的な収支の実態を的確に把握し、市民に対して経営状況を明らかにする必要があります。

市民ができること

- 下水道の供用開始後は速やかに下水道への切り替え工事を行うとともに、使用料や負担金を期限内に納入します。
- 下水道・浄化槽の仕組みや機能への理解を深め、適正な使用と適切な管理に努めます。

関連する条例・計画等

- 加茂市公共下水道事業基本計画、加茂市公共下水道事業計画、加茂市汚水処理施設整備構想
- 加茂市下水道ストックマネジメント⁷計画
- 加茂市下水道事業経営戦略、加茂市下水道事業地方公営企業法適用基本方針

施 策 の 展 開

1	持続可能な下水道経営			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○水道事業と一体的に事務に取り組み、効率的な運営を行います。 ○個別訪問等により下水道接続率と収納率向上に取り組み、使用料の增收を図ります。 ○使用料対象原価や資産等の状況を的確に把握し経営状況を明らかにするため、複式簿記の公営企業会計に移行します。 ○効率的な運営のもと使用料改定を検討するとともに、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定のうえ経営戦略を見直し、持続可能な経営を目指します。 			
主な取組	経営戦略、公営企業会計移行、使用料改定、普及促進、加茂市下水道ストックマネジメント計画 経費回収率の向上に向けたロードマップ			
指 標	指標名	現状	R 7	
	下水道接続率	82.1%	85.5%	

2	汚水処理普及の早期完了			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○汚水処理の最適化により、汚水処理人口普及率 100%の早期実現を目指します。 ○下水道整備区域以外での合併処理浄化槽設置を補助します。 			
主な取組	未普及地域解消事業、合併処理浄化槽設置事業補助金			
指 標	指標名	現状	R 7	
	汚水処理人口普及率	76.6%	79.0%	
	下水道処理人口普及率	69.8%	71.5%	

3	計画的な汚水処理施設の更新と適正な管理			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ストックマネジメントに活かすため下水道台帳を電子化するほか、策定済みの計画を見直し施設管理を強化します。 ○管渠については経過年数に応じた点検を実施し、特に腐食の恐れが大きい箇所は重点的に点検を行うことで重大事故を未然に防ぎます。 			
主な取組	加茂市下水道ストックマネジメント計画、水質保全事業、管渠維持管理事業			

1 汚水処理：下水道と合併処理浄化槽で汚水を処理すること。単独処理浄化槽は除く。

2 汚水処理人口普及率：下水道を利用できる区域の人口と合併浄化槽で汚水処理をしている人口合計/住民基本台帳人口

3 下水道接続率：下水道で汚水処理している人口/下水道を利用できる区域の人口

4 単独処理浄化槽：トイレ排水のみ処理する浄化槽。平成 13 年から生活雑排水全てを処理する合併処理浄化槽の設置が義務化。

5 8倍川を汚す：公共用水域への BOD 排出量の比較。単独処理浄化槽は 32g/人・日、下水道・合併処理浄化槽は 4g/人・日。

6 下水道処理人口普及率：下水道を利用できる区域の人口/住民基本台帳人口

7 ストックマネジメント：長期的な視点で膨大な施設(ストック)の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行なったうえで、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施し、施設全体を計画的かつ効率的に管理すること。



施策 1 生涯学習

施策の基本方針

市民が集い、学べる、学習活動が活発なまち

様々な講座・教室を用意して、だれもが集い、学べる場をつくり、市民のニーズに合った学習機会の提供に努めます。また、地域が一体となって子どもたちの活動の場を確保できるよう支援します。

現 状

- 公民館では市民大学講座・シニア教室などの各種教室、勤労青少年ホームでは教養講座等を実施し、幅広い年代の方々に学習機会を提供しています。
- 各種団体の代表や有識者からなる会議（社会教育委員会議等）を開き、社会教育・生涯学習の推進を図っています。
- 加茂市青少年育成団体連絡協議会への支援を通じ、子どもたちが活動する場を提供しています。
- 図書館では、学校等関係機関との連携を強化し、読書グループの育成や各種講座の開催等、サービスの充実に努めています。また、誰もが学習できる環境づくりに取り組み、レファレンス¹対応の充実に努めています。

課 題

- 学習活動を活性化させるため、市民にどのようなニーズがあるのかを把握し、教室・講座・会議等の再編を検討する必要があります。
- 講座、教室等における指導者の育成、確保、掘り起しが必要です。
- 民間団体や学校等との連携・協働を図り、地域ぐるみで社会教育を促進していくことが必要です。
- 子ども同士の交流や集団で活動できる場を提供し続けることが必要です。
- 乳幼児期からの様々な機会と場所において読書に親しむことができるよう、環境の整備や施策の推進を図る必要があります。
- 図書館利用者の利便性向上のため、司書資格職員の養成、レファレンス事例集のデータベース化、他館との共同データベースへの参加などの検討が必要です。

市民ができること

- 興味のある講座・教室に積極的に参加し、意欲的に学習活動に取り組みます。
- 図書館を活用して様々な知識を身につけ、生涯学習や地域活動に還元します。

関連する条例・計画等

- 加茂市教育大綱
- 子ども読書活動推進基本計画

施 策 の 展 開

1	生涯学習の推進		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケートの実施等により市民のニーズに合った各種講座や教室を実施し、幅広い年代を対象に様々な「学びの場」を提供します。 ○指導者等の情報をデータベース化して公開するなど、市民が自主的に講座等を開設しやすい環境を整備します。 ○学校等関係機関との連携を図りながら、出前授業や体験講座などを通じて地域ぐるみで社会教育を促進します。 		
主な取組	公民館学習活動事業、公民館分館事業、勤労青少年ホーム教養講座		
指 標	指標名	現状	R 7
	公民館利用者数（年間）	31,302 人	27,000 人

2	青少年育成		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○加茂市青少年育成団体連絡協議会の活動を支援し、子どもたちが活動できる場を確保します。 ○公民館事業や夏休み研修会など、健やかな心身を育む機会を提供します。 ○PTA等の協力を得て、非行防止と子どもの見守りに取り組みます。 		
主な取組	公民館事業、加茂市青少年育成団体連絡協議会補助金、愛のパトロール		
指 標	指標名	現状	R 7
	健全育成に関する事業数（年間）	11	11

3	図書館サービスの充実		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタートや「どくしょのきろく」など、乳幼児から読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書活動を一層推進します。 ○家庭・学校等との連携を強化し、暮らしの中の様々な機会で読書に親しむことができるよう取り組みます。 ○レファレンス事例集のデータベース化や、古く貴重な図書（資料）をデジタル化して公開するなど、利用者の利便性を高めます。 		
主な取組	図書館事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	貸し出し冊数（年間）	97,570 冊	100,000 冊

¹ レファレンス：質問、相談を受け、調べものに必要な資料を探す手助けのこと。

施策 2 芸術文化・文化財



施策の基本方針

芸術・文化にあふれ、歴史・伝統を伝えるまち

市民が多様な芸術・文化活動に親しむことができる環境づくりを推進します。また市内に残る貴重な歴史的遺産や文化財の適切な保存と活用を図り、後世に引き継ぎます。

現 状

- 日頃の芸術・文化活動の成果を発表する場として、市展（加茂市美術展）や公民館作品展、市民芸能祭等のイベントを開催しています。
- 市民が優れた芸術・文化を鑑賞する機会の提供に努めています。
- 文化芸術団体の指導者や会員数が減少しており、活動が縮小傾向にあります。
- 郷土の歴史・民俗・文化財について理解を深めてもらうため、「昔の加茂を映像で振り返る会」や古文書講座、出前授業等を実施しています。
- 市内に残る文化財を調査し、市民への周知や文化財の保存に努めています。
- 伝統的な紙漉き技術の保存・振興に努めています。
- 歴史・民俗・文化財を広く網羅した市史を編さんしています。

課 題

- 文化芸術団体の活動を活性化させ、継続できるような取組が必要です。
- 市内に残る文化財の価値を深く理解し、大切な財産として後世へ传えていく必要があります。
- 市史編さんの成果も踏まえ、文化財保存活用計画を策定することにより、有形・無形文化遺産への市民の関心を醸成していく必要があります。

市民ができること

- 芸術や文化に関するイベントの企画・運営に積極的に参加します。
- 文化財を地域で守る意識を持ちます。

関連する条例・計画等

- 加茂市教育大綱
- 文化財保存活用計画

施 策 の 展 開

1	芸術・文化の振興		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術文化に親しむ機会を増やすため、初心者教室を利用しやすくするなど、活動のきっかけとなるような場の提供に取り組みます。 ○芸術・文化活動の活性化を図るため、関係団体の活動を支援するとともに、成果を発表する場の提供に取り組みます。 ○芸術・文化に対する市民の関心と理解を深めるため、優れた芸術文化作品の鑑賞機会の提供に取り組みます。 		
主な取組	市展事業、伝統文化こども教室事業、公民館作品展事業、文化会館市民鑑賞・市民参加事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	市展一般公募出品数	127 点	115 点

2	文化財の保存と活用の推進		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保存活用計画を策定することで文化財の保存と活用を推進し、郷土の歴史を知る機会を創出していくます。 ○民俗資料館に所蔵されている考古・歴史・民俗等の郷土資料が広く活用されるようにPRを強化するとともに、資料収集や展示の充実に取り組みます。 ○紙漉き技術の保存振興、歴史・民俗・文化財を広く網羅した市史の編さん、埋蔵文化財包蔵地の試掘や確認調査に取り組みます。 ○地域の文化遺産の保存、継承、後継者の育成を支援します。 		
主な取組	文化財保護事業、民俗資料館事業、紙漉き技術保存振興事業、市史編さん事業、遺跡試掘調査事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	民俗資料館来館者数	1,424 人	1,500 人



市 展



花立遺跡発掘調査

施策 3 スポーツ



施策の基本方針

だれもがスポーツに親しめるまち

多くの人が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参加する機会を確保し、明るく健康的なまちづくりに貢献します。また、指導者育成や競技力の向上にも力を入れ、活躍できる人材を育成します。

現 状

- 幼児期を対象とした運動教室や新体操教室、水泳教室など運動能力向上と競技力向上のための取組を行っています。
- 総合体育大会等の各種スポーツ大会やレクリエーションイベントを開催しています。
- 北信越大会や全国大会に出場する選手等に対し奨励費を支給しています。
- スポーツ指導者の育成のための講習会を開催しています。
- 平成29年度には市内5つの屋内体育施設に冷暖房機を設置し、快適に利用できるようになるとともに、避難所としての機能も強化されました。

課 題

- 子どもから高齢者まで日常的に体を動かすことの楽しさを知ってもらうことができるよう、市民、スポーツ協会、関係課と連携し事業を検討する必要があります。
- 大会・イベントに、市内の人だけでなく市外の人も参加できるようにし、交流する機会を創出する取組が必要です。
- 競技力向上のため、環境の整備・充実を図るとともに、スポーツ選手・団体に、より効果的な支援が必要です。
- 専門的な知識を備えた指導者の育成を推進する必要があります。
- 気軽に運動できる環境を整える必要があります。
- 利用者数・利用時間帯等に着目し、有効な施設の利用方法を検討していく必要があります。

市民ができること

- それぞれの関心や適性等に応じて、スポーツをしたり、スポーツを見たり、スポーツをする人を支えたりします。

関連する条例・計画等

- 加茂市体育施設条例、加茂勤労者体育センター条例
- 加茂市冬鳥越スキーガーデン条例
- 加茂市スポーツ施設個別施設計画、加茂市公共施設等総合管理計画

施 策 の 展 開

1	スポーツ参画人口の拡大		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ参画人口の拡大、スポーツ交流人口増加のため、効果的な取組を市民やスポーツ協会、関係課と連携して行います。また、広報紙やホームページ、SNS等を活用し広く情報発信をします。 ○各種大会やレクリエーションイベントの内容を検討し充実させます。 		
主な取組	総合体育大会や近郷交流大会の開催、親子運動教室や各種レクリエーションイベントの開催、新体操教室・水泳教室の運営、体育指導事業の推進（スポーツ推進委員）、生涯スポーツの推進		
指 標	指標名	現状	R 7
	スポーツ教室・講習会等参加者数	22,141 人	23,000 人
	スポーツ・レクリエーション大会参加者数	659 人	700 人
	総合体育大会参加者数	2,020 人	2,000 人

2	競技力の向上		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツに夢や憧れを抱いたり、高い技術を間近で感じたりできるよう、トップアスリートや優秀な指導者等を招き、触れ合うことができる機会を作ります。 ○広く選手育成のための支援を行い、競技レベル向上のための取組を行います。 ○指導者の育成を推進します。 		
主な取組	ジュニアスポーツ対外遠征費補助金、スポーツ活動奨励事業、指導者講習会の開催、基礎トレーニング講習会の開催、新体操教室・水泳教室選手コースの運営		
指 標	指標名	現状	R 7
	全国大会出場者数	3団体、個人 31 人	5団体、個人 40 人

3	運動環境の充実		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○安全で快適に運動できるよう、施設の維持管理に努めます。 ○公園や遊歩道、コミュニティセンター等を活用し、運動環境の整備・充実を図ります。 ○利用率が低い時間帯や利用者数が少ない施設、学校体育施設について有効的に活用します。 		
主な取組	体育施設の管理運営、学校開放事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	体育施設利用者数	208,700 人	210,000 人



施策 4 市民協働・地域コミュニティ

施策の基本方針

市民と行政がそれぞれの役割に応じて協働するまち

市民一人ひとりが地域社会に関心を持ち、地域の現状や課題への理解を深めることができるような取組を通じて、それぞれの役割に応じた主体的なまちづくりを推進します。また、地域コミュニティ¹活動が活発に行われるまちづくりを進めます。

現 状

- 少子高齢化等により地域の課題が多様化、複雑化し、それらの課題に対応した行政サービスの提供が難しくなっています。
- 近年、多発している大規模な災害には、行政だけでは十分に対応できないケースが起きています。
- 地域の課題や市が行う事業について、定期的に市の広報紙等で情報発信をしています。
- 人口減少等により、地域コミュニティ活動の縮小が懸念されています。
- 地域コミュニティの中心となる自治会が、それぞれの地域において環境美化活動や防犯活動、交流活動を行っています。
- 子どもから大人まで地域内での交流や活動が行われており、その拠点としてコミュニティ施設を運営しています。

課 題

- 地域の暮らしを守り、より良い地域を作っていくためには、市民それぞれが地域への関心を高め、つながりや支え合いの下で、自助・共助・公助の役割分担を進めていく必要があります。
- 地域コミュニティ活動の必要性を市民に理解してもらうため、地域コミュニティ団体に関する情報を広く市民に発信する必要があります。
- 地域を支える多くの高齢者がボランティア活動に積極的に参加できるよう支援していく必要があります。
- 公園や緑地が市民にとって、健康増進や憩いの場となるように地域全体で維持管理する必要があります。
- 地域コミュニティ団体と連携・協力しながら、安全にコミュニティ施設を利用できるように維持管理する必要があります。

市民ができること

- 市の取組に関心を持ち、自らができることに取り組みます。
- 地域コミュニティ活動に関心を持ち、積極的に参加します。

関連する条例・計画等

- 加茂市コミュニティセンター条例

施 策 の 展 開

1	市民参画と協働の推進		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが地域に関心を持ち、人ととのつながりを深め合いながら、地域貢献できるよう意識の醸成を図ります。 ○市の現状や課題、行政の取組に関する情報を共有し、幅広い世代がまちづくりに関心を持ち、協働と参画ができるように努めます。 ○幅広い世代に情報が届くように、WEB や SNS などを活用し、情報発信に取り組みます。 ○シニア世代の健康維持・介護予防につなげていくため、学習講座を開催し、シニアボランティアグループの結成を支援します。 ○まちの美化・環境整備活動等を市民と行政が協働で実施していきます。 		
主な取組	<p>広報紙やホームページ等での情報発信、加茂市暮らしの便利帳の配布、ICT 利活用の促進、シニア向け学習講座の開催、アダプトプログラム²の実施</p>		
指 標	指標名	現状	R 7
	シニアボランティアグループ数	0 件	1 件
	アダプトプログラム登録団体数	0 件	1 件

2	地域コミュニティ活動への支援と連携		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少等により縮小することが見込まれる地域コミュニティを維持するため、地域コミュニティ団体の活動を支援します。 ○地域の子どもから大人まで、幅広い世代の活動拠点となるコミュニティ施設の維持管理に努めます。 		
主な取組	コミュニティ施設の運営、加茂市地域集会施設建設費等補助金、コミュニティ助成事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	コミュニティセンターの団体利用件数（年間）	2,621 件	2,200 件

¹ 地域コミュニティ：地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。自治会（町内会）、老人会や婦人会、地域づくり団体等のこと。

² アダプトプログラム（adopt program）：親が子どもを大切にすることによって”まち”の世話をすることで、市民が、道路や公園といった公共の場所を清掃し、花を飾る等の管理をする仕組みのこと。

施策 5 人権・多文化共生



施策の基本方針

互いに尊重し合い、共に創るふれあいのあるまち

すべての人がお互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、誰もが個性と能力を十分に発揮し、共に支え合い、活躍できる地域社会を目指します。また、国際化の進展にともない、国際感覚に優れた人づくり・まちづくりを推進します。

現 状

- 国際交流を推進するため、コムソモリスク・ナ・アムーレ市（ロシア）と交流する団体への補助、留学生への支援を行っています。
- 小・中学校においては、外国人英語指導員（ALT）等により英会話やコミュニケーション能力を高める指導を実施しています。
- 社会における女性の活躍の場が増えていますが、地域・家庭・職場などあらゆる場において「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識が残っています。
- 女性・子ども・障害者・高齢者・外国人などに対する人権侵害の解消に向け、関係機関との連携のもとで人権教育や人権啓発を推進しています。
- 虐待や暴力につながる差別や同和問題などについて学習の機会を設けたり、講師を招いての講演会を企画したりしています。また、無料の人権相談や弁護士相談など、市民が相談できる体制づくりに取り組んでいます。

課 題

- 国際交流に関心のある人が限られているため、より多くの市民が交流事業に参加できる機会を提供することで、多文化理解を深めていくことが必要です。
- 男女共同参画社会を形成していくため、市の審議会での女性の割合を高めていくなど、男女が共に働きやすく生活しやすい環境の整備をしていくことが必要です。
- 近年では、インターネットによる人権侵害やLGBTQ¹にかかる問題なども新たな人権問題として取り上げられてきています。
- 虐待や暴力の被害者が被害を抱えたまま解決できないこともあるため、相談しやすい環境を整備することが必要です。
- 様々な人々の多様性（ダイバーシティ）を互いに認め合い、それぞれの能力を発揮できる社会を作っていくことが必要です。

市民ができること

- 様々な交流事業に参加し、異なる文化と触れ合うことで相互理解を深めます。
- 家庭や企業、地域の活動等において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう努めます。
- 人権問題を他人事ではなく自分事であると認識し、人権侵害を傍観せず積極的に対処します。

関連する条例・計画等

- 加茂市男女共同参画基本計画
- 加茂市人権教育・啓発推進計画

施 策 の 展 開

1	多文化共生の推進			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○コムソモリスク・ナ・アムーレ市との交流事業や外国人住民との交流イベントなどを通し、外国文化を学ぶ機会を提供することにより市民の他文化への理解を深めます。 ○加茂市国際交流協会と連携し、外国人住民を対象に、日本の生活習慣・文化・防災などの情報提供をするなど、外国人住民と地域住民が円滑に生活できるよう取組を進めます。 			
主な取組	コムソモリスク・ナ・アムーレ市との友好交流の継続、外国人からの相談に関する窓口の連携			
指 標	指標名	現状	R 7	
	加茂市国際交流協会 SNS フォロワー数	145 人	500 人	

2	男女共同参画の推進			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会基本計画を策定し、男女が共に働きやすい環境の整備に取り組みます。 ○ダイバーシティを推進することで、一人ひとりの能力を発揮できる機会を提供し、労働力人口の減少を補います。 ○ドメスティック・バイオレンス²やセクシュアル・ハラスメント³等を許さない意識啓発を推進するとともに、各種相談機関と連携した相談窓口などの支援体制の充実を図ります。 			
主な取組	男女共同参画の推進体制の整備			
指 標	指標名	現状	R 7	
	市の審議会等への女性の登用率	22.2%	40%	
	男女共同参画基本計画の策定	未策定	策定済	

3	人権啓発の推進			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育・啓発推進計画を策定し、あらゆる場において人権が尊重されるよう、講演会、広報紙やパンフレットなどを通じて人権啓発を行います。 ○命の大切さや差別・偏見のない思いやりの心をはぐくむ人権教育・道徳教育を推進します。 ○法務局・人権擁護委員等と連携し、人権相談や各種啓発事業の実施に取り組みます。 			
主な取組	人権問題相談体制の整備・強化			
指 標	指標名	現状	R 7	
	人権教育・啓発推進計画の策定	未策定	策定済	

¹ LGBTQ：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの英語の頭文字から取った、性的少数者の呼び方の一つ。

² ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

³ セクシュアル・ハラスメント： 性的な言動や行為で相手を苦痛な状態に追い込み、個人としての尊厳や名誉、プライバシーなどを侵害すること。

施策 1 魅力あるまちづくり



施策の基本方針

多くの人が訪れ、経済活動と交流の促進により、活気と賑わいのあるまち

豊かな自然、歴史、文化や伝統産業に恵まれた地域の観光資源の魅力を発信し、「北越の小京都加茂」のファンを増やしながら、新しい加茂の魅力も発掘・発信して市外から多くの人に来もらえるまちを目指します。二地域居住など多様な形態で加茂市に関わる関係人口¹の創出・拡大を図ります。土地・建物等の利用について適切な規制や誘導を行い、自然や農地などと調和したまちを形成します。

現 状

- 加茂市には、自然、歴史・文化などの観光資源が多くあります。また、桐たんすや屏風・組子・建具などの伝統産業は、職人の確かな技術によるものづくりとして現在も息づいています。ホームページやSNSなどで、魅力の発信に取り組んでいます。
- 神社の祭礼、雪椿まつり、加茂川を泳ぐ鯉のぼりやAKARIBAなどのイベントを関係団体と連携し、その取組を支援しています。
- 人口減少や高齢化により、各種イベントやまちづくりの担い手不足が懸念されます。
- 日本三百名山の一つである栗ヶ岳には多くの登山客が訪れ、栗ヶ岳民休養地は憩いの場として親しまれています。
- 栗ヶ岳を望む「加茂七谷温泉美人の湯」は、地域を訪れた人々の癒しのスポットとして定着しています。
- 加茂川の谷間から平野部の扇状地に市街地が形成されています。中心市街地は建物の老朽化や郊外移転などにより空洞化が進んでいます。

課 題

- 「北越の小京都加茂」の魅力を磨きながら、新しい加茂の魅力を発掘・発信し、さらなる誘客の促進を図る必要があります。
- 宿泊を伴わない観光客が多いため、近隣市町村と連携した広域的な観光振興に取り組むとともに、特産品のPRなど経済活動を促進する取組が必要です。
- 各イベントや祭りは、集客においては一定の成果を上げていますが、日常的な賑わいの創出や誘客促進による地域経済への波及効果が望まれます。
- 栗ヶ岳民休養地の豊かな自然を保全し、安全に登山を楽しめるよう維持管理する必要があります。
- 加茂七谷温泉美人の湯の魅力をさらに向上させ、入館者数を増やす取組が必要です。
- 地域づくりの担い手不足を解消するために、関係人口の拡大が必要です。
- 適切な土地利用規制や誘導を行い、人口減少や高齢化を見据えた居住環境の維持・向上を図るとともに、豊かな自然や農地などと調和したまちをつくる必要があります。

市民ができること

- 「北越の小京都加茂」の魅力を再認識し、新たな魅力として磨き上げ、積極的に発信します。
- 特産品を積極的にPRすることで経済活動の促進を図ります。
- 祭りやイベントに積極的に参加し、訪れた人々と交流を深めます。

関連する条例・計画等

- 加茂市栗ヶ岳民休養地条例
- 加茂七谷温泉美人の湯条例
- 加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

5. 都市の魅力創造、産業・雇用 人が集い、賑わいと活力があふれ、稼ぐ力と雇用を生み出すまち

施 策 の 展 開

1	魅力づくりと情報発信		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟県観光協会や商工会議所、地元大学等と連携して、観光資源の魅力向上を図り、SNS やデジタル広告等による効果的な情報発信に取り組みます。 ○AKARIBA や加茂川を泳ぐ鯉のぼりなど魅力あるイベントへの支援を行います。 ○観光施設の整備・維持を行うとともに、魅力向上を図ります。 ○加茂七谷温泉美人の湯とその周辺地域の魅力向上に、指定管理者と連携して取り組みます。 		
主な取組	観光宣伝事業、雪椿まつり開催事業、越後加茂川夏祭り開催事業、加茂川に鯉のぼりを泳がせる会事業、粟ヶ岳県民休養地管理事業、ハイキングコース等整備事業、加茂七谷温泉美人の湯事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	加茂七谷温泉美人の湯入館者数	82,667 人	100,000 人

2	観光振興		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣市町村と連携しながら、地域の特色を活かした広域的な観光ルートの創出に取り組みます。 ○加茂山公園やアーケード等を活用した商店街の活性化と健康づくりの政策間連携を図ります。 ○地域特産品の PR に努め、地元での経済活動の促進に取り組みます。 		
主な取組	加茂市観光協会事業、新潟広域都市圏連携事業、ふるさと加茂応援寄附金事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	観光客入込数	518,554 人	530,000 人

3	関係人口の拡大		
展開方針	○関係人口の創出・拡大により地域づくりの担い手不足の解消と移住に向けた裾野拡大を図ります。		
主な取組	地方創生事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	事業で拡大した関係人口（累計）	8人	100人

4	土地利用・都市計画		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスターplanを作成し、地域特性を活かした計画的な土地利用を推進します。 ○人口減少や高齢化を見据え、都市機能を集約するなど生活環境の維持・向上を図ります。 		
主な取組	加茂市都市計画マスターplan事業		

¹ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

施策 2 商工業の振興



施策の基本方針

地域資源を活かした活力あるまち

地域資源を活かした商工業振興により活力あふれるまちを目指し、地域資源を活かすことができる産業の誘致・育成や新規創業の支援を行うとともに、魅力ある商品や加工品の販路拡大の取組強化を図ります。

現 状

- 中小企業者の要望を把握し、商工会議所、各協同組合等と連携して、事業を支援することにより、商工業者の経営基盤の強化に取り組んでいます。
- 地域の経済を支える中小企業の事業者数が減少傾向にあります。経済の発展と景気回復に向け、企業や団体への融資や、新規創業者への支援に取り組んでいます。
- 定住促進を図るため、雇用対策や企業誘致に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅での勤務や企業の地方への移転など、働き方が見直されています。
- 伝統産業である桐たんすや屏風・組子・建具などの販路開拓を支援しています。

課 題

- 地域経済を支える中小企業者に対して適切な支援をするため、市の融資制度の改善や、起業・創業を目指す方をサポートする体制の整備が必要です。
- 新たな雇用の創出を図るため、企業誘致を推進する制度が必要です。
- 雇用促進や若者の地元定着を図るため、若者と地元企業のマッチングを支援するなど雇用環境の整備が必要です。
- テレワークやサテライトオフィスなど、多様な働き方を支援する必要があります。
- 地域性を感じる伝統的な商品や加工品の宣伝等を強化し、販路拡大・販売促進のための支援を図っていくことが必要です。

市民ができること

- 市内外の人に地場産品の魅力を伝えます。
- 事業者は地域資源の利活用や創意工夫による多様な事業活動や商品・サービスの開発を進めます。

関連する条例・計画等

- 加茂市特別小口資金融資条例
- 加茂市企業設置奨励条例
- 加茂市職業能力開発校入校生貸付金条例

施 策 の 展 開

1	起業・創業の支援、企業誘致の推進			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○起業・創業に関する相談・支援体制の充実を図るとともに、情報提供や普及啓発を行います。 ○遊休地や空き店舗などへの企業誘致を推進するとともに、経済情勢や企業の動向を踏まえた効果的な助成制度の整備に努めます。 ○テレワーク・サテライトオフィスなど多様な働き方の推進を図ります。 ○既存事業所の流出防止に対する相談体制の充実と優遇措置の検討を進めます。 			
主な取組	加茂市創業支援資金融資、加茂市企業設置奨励金			
指 標	指標名	現状	R 7	
	融資や相談等を含めた創業支援件数（年間）	3 件		5 件

2	就業環境の整備			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の雇用の安定や若者の地元定着を図るため、ハローワークや商工業関係者、その他関係機関と連携した求人・求職情報の提供、求人説明会の開催などの就業支援を継続して実施します。 ○従業員の知識や技術習得など人材育成を支援します。 			
主な取組	雇用対策事業、ふるさと就職支援資金融資、職業能力開発校入校生貸付金、中小企業研修受講料補助金			
指 標	指標名	現状	R 7	
	高等学校新規卒業予定者の新潟県内就職率	85.1%		90.0%

3	中小企業者の経営強化			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者の経営強化のため、市制度融資等を整備し、支援の内容や機能性の充実を図ります。 ○地域資源の利活用や、異業種との交流・連携により、特色ある事業展開や新商品・新製品の開発等を支援し、地域の魅力ある商品の宣伝を行うとともに、販路拡大を図ります。 			
主な取組	中小企業金融対策事業、加茂市中小企業経営強化資金融資、産地振興事業、木製品宣伝展示即売会事業補助金、国内展示会出展小間料補助金、新商品・新製品開発支援事業補助金			
指 標	指標名	現状	R 7	
	展示会出展等への支援件数	7 件		9 件

施策 3 中心市街地の活性化



施策の基本方針

多くの人が商店街を行き交い、賑わいと活気にあふれるまち

アーケード整備が進む商店街を中心に、加茂山公園、加茂川といった自然に恵まれた地域資源を活用し、中心市街地に多くの人が行き交う流れをつくり活性化を図ります。空き店舗対策や加茂駅・メリアなど賑わいの拠点整備を推進し、賑わいと活気にあふれたまちを目指します。

現 状

- 商店街近代化事業により、街路拡幅とアーケード整備が進み、歩きやすい商店街と、加茂山公園、加茂川といった地域資源を回遊しやすい環境が整っています。
- 商店街組合員の減少などにより、アーケードの維持管理が困難になりつつあります。
- 商店街の様々なイベントや、まちなかで開催される AKARIBA や加茂川を泳ぐこいのぼりなど、賑わいを創出する事業を支援しています。
- 消費者ニーズの多様化で、品揃えや利便性の良い市外の大型店舗に買い物客が流れる傾向がみられるとともに、商店街では、後継者不足等で空き店舗が増加する傾向にあります。
- 定期的な露店市が開催され、地元産の農産物等の販売が行われています。
- 加茂土産物センター・インフォメーションセンターは、まちなかの賑わいの拠点としての機能の充実と、積極的な情報発信が期待されています。令和3年4月からは指定管理者制度を導入しています。

課 題

- アーケードが整備された商店街、加茂山公園、加茂川といった地域資源を活用し、まちなかに人の流れをつくり、にぎわいの創出を図る取組が必要です。
- 多くの人々が通行するアーケードは、高い公共性を有するため、商店街が行う維持管理への支援を検討していく必要があります。
- 中心市街地に日常的に多くの人が利用する持続性のある賑わいを創出するため、市外の大型店舗との差別化を図る検討や取組が必要です。
- 中心市街地を活性化するため、新規出店への助成金等の支援制度を検討するとともに、出店希望者への情報提供や出店を支援する商店街との連携が必要です。
- 多くの人々、世代が利用しやすい中心市街地とするため、賑わいの拠点整備を推進し、市民や訪れた人々の交流促進を図る必要があります。

市民ができること

- 地元商店街を積極的に利用し、イベントにも参加します。
- 新規出店者への理解と支援を行います。
- SNS 等を活用した情報発信の取組を行います。

関連する条例・計画等

- 加茂土産物センター・インフォメーションセンター条例
- 加茂市地域交流センター条例

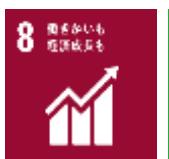
施 策 の 展 開

1	商店街を中心とした賑わいづくり			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○アーケードの整備された商店街を中心に、加茂山公園や加茂川の自然、文化・歴史に富んだ史跡等を活用し、多くの人がまちなかを楽しく歩きたくなる取組を進め、活性化を図ります。 ○アーケードを安全に通行できるよう、商店街が行う維持管理への支援を検討します。 ○商店街や商店街の活動に協力する団体・地元大学等と連携し、イベントの充実とPR強化を図り、交流人口の拡大と商店街における経済活動の活性化を図ります。 ○伝統ある定期露店市場の利用者、出店者にとってより良い出店環境整備に努め、商店街における経済活動との連携を図り、賑わいの創出につなげます。 			
主な取組	商店街近代化事業、商店街イベント事業補助金、ながいきストリート逸品フェア補助金、加茂市健康増進プロジェクト、加茂市街地地区第二期都市再生整備計画事業、露店市場管理事業			
指 標	指標名	現状	R 7	
	中心市街地におけるイベント開催数	21回	25回	

2	空き店舗対策の推進			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○新規出店希望者への支援のため、商店街等と協力し、空き店舗や遊休施設の情報提供に努めます。 ○空き店舗対策を推進するため、中心市街地新規出店の助成制度の検討を進めます。 ○子育て世代や高齢者の消費活動の需要に応えるため、中心市街地での新たな商業・販売活動や、地域資源等を活用した新たな商品開発への支援を推進します。 			
主な取組	加茂市創業支援資金融資、新商品・新製品開発支援事業補助金			
指 標	指標名	現状	R 7	
	中心市街地への出店件数（年間）	2件	2件	

3	賑わいの拠点整備による交流促進			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ショッピングパークメリアや加茂駅の遊休スペースを中心市街地の賑わいの拠点として整備し、子育て世代や学生、高齢者など幅広い世代の交流の場を創出するとともに、民間事業者の新規出店を促します。加茂駅の橋上駅化を検討し、東西の往来の利便性の向上による中心市街地の活性化を目指します。 ○加茂土産物センター・インフォメーションセンターの機能の充実、観光情報等の積極的な情報発信を図ります。 ○スーパーマーケット及び市民交流の機能を備えた地域交流センターの維持管理を行います。 			
主な取組	土産物センター・インフォメーションセンター管理事業、地域交流センター管理事業			
指 標	指標名	現状	R 7	
	土産物センター・インフォメーションセンター売上額	7,102千円	10,200千円	

施策 4 農林水産業の振興



施策の基本方針

農林水産業が持続可能な産業として確立するまち

農業経営体の確保・育成や、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、多面的機能¹を有する地域資源の適切な保全活動への支援を行い、農業生産活動の維持を図ります。

森林は林産物の供給のほか、水源のかん養、自然環境の保全などの公益的機能を有しており、それらの機能を維持するため、森林環境の保全を図ります。

現 状

- 農林水産業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、国や県の施策の活用、市単独の農機具購入費補助等により、経費の負担軽減を図っています。
- 県内有数の梨や桃などの果樹産地であることをPRするため、加茂市農業まつり・交通事故「なし」キャンペーンを関係機関と連携して実施しています。
- 有害鳥獣による農作物被害を減らすため、加茂市猟友会の鳥獣捕獲等に対して支援をしています。また、銃猟免許取得を支援し、ハンターの育成に取り組んでいます。
- 農業・農村の持つ多面的機能を維持するための地域の共同活動や、自然環境の保全に資する生産活動への支援により、地域資源の保全を図っています。
- 森林の持つ公益的機能の向上のため、森林整備への支援に取り組んでいます。
- 加茂川漁業協同組合への支援により、水産業振興を図っています。

課 題

- 高齢化や後継者不足により農家数は減少の一途をたどっています。遊休農地の発生を抑えるために、担い手を確保育成していくことが必要です。
- 米の需要が減少し、米価が低迷する中で、生産コストを低減し、所得確保に向けた支援が必要です。
- 有害鳥獣の出没地域の拡大により、農作物被害の拡大や人身被害の発生が懸念されます。また、ハンターの高齢化に伴い、次の担い手を確保育成していくことが必要です。
- 農地等の維持管理は、環境面において地域住民に与える影響も大きいため、農業者と地域が一体となつた保全活動を継続していくことが必要です。
- 木材価格の低迷、山林所有者の高齢化や生活様式の変化によって荒廃の進む森林への対策が必要です。
- 水産資源の維持確保のため、加茂川漁業協同組合の活動に対して、支援を継続していくことが必要です。

市民ができること

- 農業者一人ひとりが自身の農業経営の状況を把握し、農業・農地を維持していきます。
- 農業者と地域の共同活動により、地域資源の保全管理に取り組みます。

関連する条例・計画等

- 加茂市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- 加茂農業振興地域整備計画
- 加茂市鳥獣被害防止計画
- 加茂市林道施設長寿命化計画

施 策 の 展 開

1	農業経営体の確保・育成		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手への農地の集積・集約化を進めるため、人・農地プラン及び農地中間管理事業を推進し、規模拡大を図る農業者を支援します。 ○国・県や市の補助事業の推進により、農業者の負担軽減を図ります。また、スマート農業²や農作物の高付加価値化に取り組む生産者を支援します。 ○関係機関との連携により、認定農業者及び新規就農者の確保・育成を図るとともに、法人化を目指す農業経営体を支援します。 		
主な取組	農地集積・集約化促進事業、青年就農支援事業、市単農林業総合振興事業、農林水産業総合振興事業、生産調整推進対策事業、果樹共済加入促進事業、農業制度資金推進事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	担い手への農地集積率	48.7%	60.0%

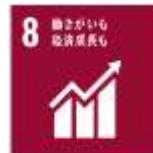
2	農地・農村環境の保全		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い環境保全型農業に取り組む農業者を支援します。 ○農業者と地域住民が共同で実施する、農業・農村の持つ多面的機能の保全活動に対して支援します。また、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図ります。 ○農地の保全と農作物の安定供給を図るため、加茂市獵友会への有害鳥獣捕獲支援や農業者への被害防除支援及び環境整備により有害鳥獣被害の防止対策に努めます。また、継続的な被害対策を行うため、ハンターの育成に努めます。 		
主な取組	環境保全型農業直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、土地改良事業、有害鳥獣対策事業		
指 標	指標名	現状	R 7
	多面的機能支払交付金事業取組組織数	6組織	8組織
	有害鳥獣捕獲等従事者数	37人	37人

3	森林・水産資源の保全		
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○森林環境譲与税を活用し、里山環境の保全と森林の有する公益的機能の維持向上を図ります。また、南蒲原森林組合の体制強化への支援により継続的な森林整備を推進します。 ○林道・作業道等の適切な維持管理と整備を図り、効率的な森林施業を推進します。 ○加茂川漁業協同組合の運営や体制強化に対する支援により、水産資源の維持確保を図ります。 		
主な取組	森林経営管理事業、造林推進事業、林道改良事業、内水面漁業振興事業、農林水産業総合振興事業		

¹ 多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

² スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業のこと。

施策 1 財政運営



施策の基本方針

持続可能な未来に向けて健全な財政運営を行うまち

少子高齢化に伴う人口減少や時代とともに変化・多様化するニーズ・課題を踏まえ、量的な行政サービスから質的な行政サービスへの転換を図ります。行財政健全化推進計画に基づいて、経常支出の見直しを進めながら、ふるさと納税などの取組を推進して自主財源の確保に努め、次世代を担う子どもたちに希望あふれるあしたを紡いでいくため、財政状況の改善を続けていきます。

現 状

- 経常収支比率¹の高さと財政調整基金²残高の少なさは全国でも最低レベルであり、公共投資や新たなサービスの実施が非常に厳しい状況です。
- これまでなるべく財政措置が有利な起債や交付金を有効に活用するよう努めてきましたが、中長期的な計画に基づかない事業の積み重ねによって経常支出の増大が続いてきました。
- 多くの団体に補助金が交付されていますが、その効果について検証が行われていないため、公平性や有効性が把握できていません。
- 限られた予算の中で既存の公共施設をすべて継続して維持・運営するため、不具合が生じた場合に最低限の維持補修を実施して対応してきました。施設の老朽化が進む中で利便性の低下とともに事故のリスクが高まっています。
- ふるさと納税の返礼品の充実や認知度の向上を図ることで制度の活用実績が増えつつあります。

課 題

- 水害や地震、豪雪などの自然災害対策や子育て・教育環境の充実など、市民アンケートでニーズの高い政策を実現するための蓄えとして自主財源の確保は必要不可欠です。そのためにも経常経費の縮減を図り、計画的かつ健全な財政運営に取り組む必要があります。
- 補助金についてはその公益性や効果性、適格性のほか公平性及び透明性が確保されるものであるかを客観的に検証することが必要です。その結果として、制度の存続や廃止、拡充や見直しを検討する必要があります。
- 施設の耐震化や長寿命化に加え、集約化や複合化、用途変更や用途廃止などの適正な再配置を実施し、安全性や利便性の向上に努めながら公共施設のライフサイクルコスト³を縮減する必要があります。
- ふるさと納税の取組を通して歳入の確保を図るとともに、返礼品を通じて加茂市と加茂の地場産品の魅力をより多くの人に知ってもらうことが重要です。

市民ができること

- 市民や市民団体、民間事業者などの自立した活動が増えると地域が活性化します。
- 行政だけでなく市民団体や民間事業者、大学などと連携して施設を有効に利活用します。
- 税金や公共料金を期限内に正しく納付するとともに、その使いみちに关心を持ってまちづくりに参加します。

関連する条例・計画等

- 加茂市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例
- 加茂市行財政健全化推進計画、加茂市公共施設等総合管理計画
- 加茂市補助金等交付基準及び見直し基準、加茂市公共施設再配置方針

施 策 の 展 開

1	財政の健全な運営			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○行財政健全化推進計画に基づいて補助金の効果や必要性を検証して見直します。 ○民間の資本やノウハウの導入を積極的に推進し、効率化による財政状況の改善と公共サービスの質の向上の両立を図ります。 			
主な取組	義務的経費の縮減、交付基準及び見直し基準に基づく補助金等の見直し、指定管理者制度の活用			
指 標	指標名	現状	R 7	
	経常収支比率	99.7%	97.4%	

2	公共施設の適正な維持管理			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設再配置方針を踏まえた公共施設等総合管理計画に基づき、施設配置の適正化と財政負担の縮減及び平準化を図ります。 ○必要な公共サービスの機会を確保するため、新潟経営大学、新潟広域都市圏や県央地区の市町村などとの連携により公共的施設の共同利用を推進します。 			
主な取組	公共施設等総合管理計画の改定、個別施設計画の策定及び改定、施設の集約化・複合化、大学等との包括連携協定事業、新潟広域都市圏連携事業			
指 標	指標名	現状	R 7	
	公共施設（建築物）保有面積	143,060 m ²	131,656 m ²	

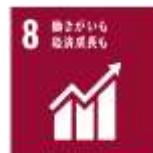
3	自主財源の確保			
展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ○市税収納率の向上を図るため、納税しやすい環境を整備し利便性の向上に取り組むとともに、適正かつ公平な課税に努めます。 ○魅力的な返礼品と積極的・多角的な情報発信によりふるさと納税の取組を推進するほか、クラウドファンディングの活用や利活用予定のない土地や建物の売却・貸付など、自主財源の確保を図る取組を強化します。 			
主な取組	口座振替の促進、滞納処分の強化、ふるさと加茂応援寄付金事業の推進、シティプロモーションの促進、クラウドファンディングの活用			
指 標	指標名	現状	R 7	
	市税収納率	87.45%	95%	
	ふるさと納税額（年間）	3.6 億円	10 億円	

¹ 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常経費充当一般財源（人件費や扶助費、公債費などの固定的に支出される経費）を経常一般財源（市税や普通交付税などの使途の自由な収入）で割ったもの。一般的な適正水準は70%～80%。

² 財政調整基金：経済不況等による大幅な税収減や災害などの不測の事態に備え、財源に余裕がある年度に積み立てておき、財源が不足する年度に活用するためのもので、地方公共団体における貯金のこと。一般的な適正水準は標準財政規模の10%程度。

³ ライフサイクルコスト：計画・設計・施工にかかる初期建設費用（イニシャルコスト）と、その建物の維持管理から最終的な解体・廃棄までに要する費用（ランニングコスト）の総額。

施策 2 行政運営



施策の基本方針

機能的な組織づくりで効率的・効果的なサービスを行うまち

社会状況が時代とともに変化している中、多様化する市民のニーズを的確に把握し、効率的・効果的な行政サービスの提供と幅広い情報発信を行うことで、将来にわたり市民に信頼されるまちを目指します。

現 状

- 中長期的な見通しを立てて計画的な行政運営を行うため、市民の声を聴きながら新たな総合計画を策定し、まちづくりに取り組んでいます。
- 人口減少、少子高齢化が進んでいます。加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少対策と地方創生に取り組んでいます。
- 人件費の抑制のため職員数の削減は避けられない中、行政サービスの維持に努めています。
- 世論調査などの市民の意向を確認する機会を設けてこなったことから、ニーズの把握が十分ではありませんでした。
- 行政の取組が多様化し、広報すべき情報量が多く、内容も複雑になってきたことで、紙面に限りがある広報紙だけでは十分に伝えられない状況です。
- 紙面に載せ切れない情報はホームページに掲載し、情報発信に努めています。
- 加茂市の行政、防災、地域、生活情報などをまとめて掲載した冊子（「暮らしの便利帳」）を作成して全戸配布し、日常生活の利便性向上に努めています。

課 題

- 総合計画で掲げた「加茂市の目指す姿」を実現するため、計画の進捗状況を把握し、見直しや対策を継続的に行う必要があります。
- 少子化対策や、しごとづくり、魅力的なまちづくりなど地方創生に向けたさまざまな取組が必要です。
- 職員が自らの能力を発揮できるような、職場環境や人材育成が必要です。
- 職員数が減少する中においても、多様化するニーズへの対応、事務の効率化、データに基づいた課題解決などの取組が必要です。
- 市民のニーズを把握して施政方針や施策に反映させるため、市民の意見を聞く機会が必要です。
- インターネット環境がない市民が必要な情報を入手できるように、広報紙や冊子の充実が必要です。
- 必要な情報をホームページから入手できるよう、内容の充実と視認性の向上を図る必要があります。
- SNSによる情報発信に取り組み、加茂市の魅力をより広く、より身近に伝えることが重要です。

市民ができること

- 市のホームページにアクセスして自ら必要な情報の入手に努めます。
- 加茂の風景、行事や地域の取組などいいところを個人でも情報発信します。
- 市の取組に関心を持ち、アンケートやワークショップ等に積極的に参加します。

関連する条例・計画等

- 加茂市総合計画
- 加茂市人口ビジョン、加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

施 策 の 展 開

1	行政運営		
展開方針	○総合計画に基づいてまちづくりを進めます。 ○市民が利用しやすい市役所づくりを進めます。 ○アンケートやワークショップ等により、計画策定や事業計画段階から市民の意見を取り入れます。 ○加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、人口減少・地方創生に取り組みます。		
主な取組	総合計画の進捗管理		
指 標	指標名	現状	R 7
	総合計画（基本計画）における指標の達成度	—	75%

2	DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進		
展開方針	○届出や申請、庁内事務などデジタル化を推進し、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります。		
主な取組	各種届出や申請などのデジタル化、事務のIT技術の活用、データに基づいた課題解決の取組		
指 標	指標名	現状	R 7
	電子申請できる届出や申請の数	15 件	30 件

3	広報・情報発信		
展開方針	○市民が親しみやすくわかりやすい記事作りに加え、年齢や障がいの有無、言語に関わらず、情報が伝わる広報紙を発行します。 ○情報の量や質、速報性の充実を図り、見やすく利便性の高いホームページを運営します。また、積極的な魅力発信により交流人口 ¹ の増加に取り組みます。		
主な取組	広報紙やホームページの充実、SNS等による情報発信		
指 標	指標名	現状	R 7
	ホームページアクセス数（年間）	10 万件	20 万件

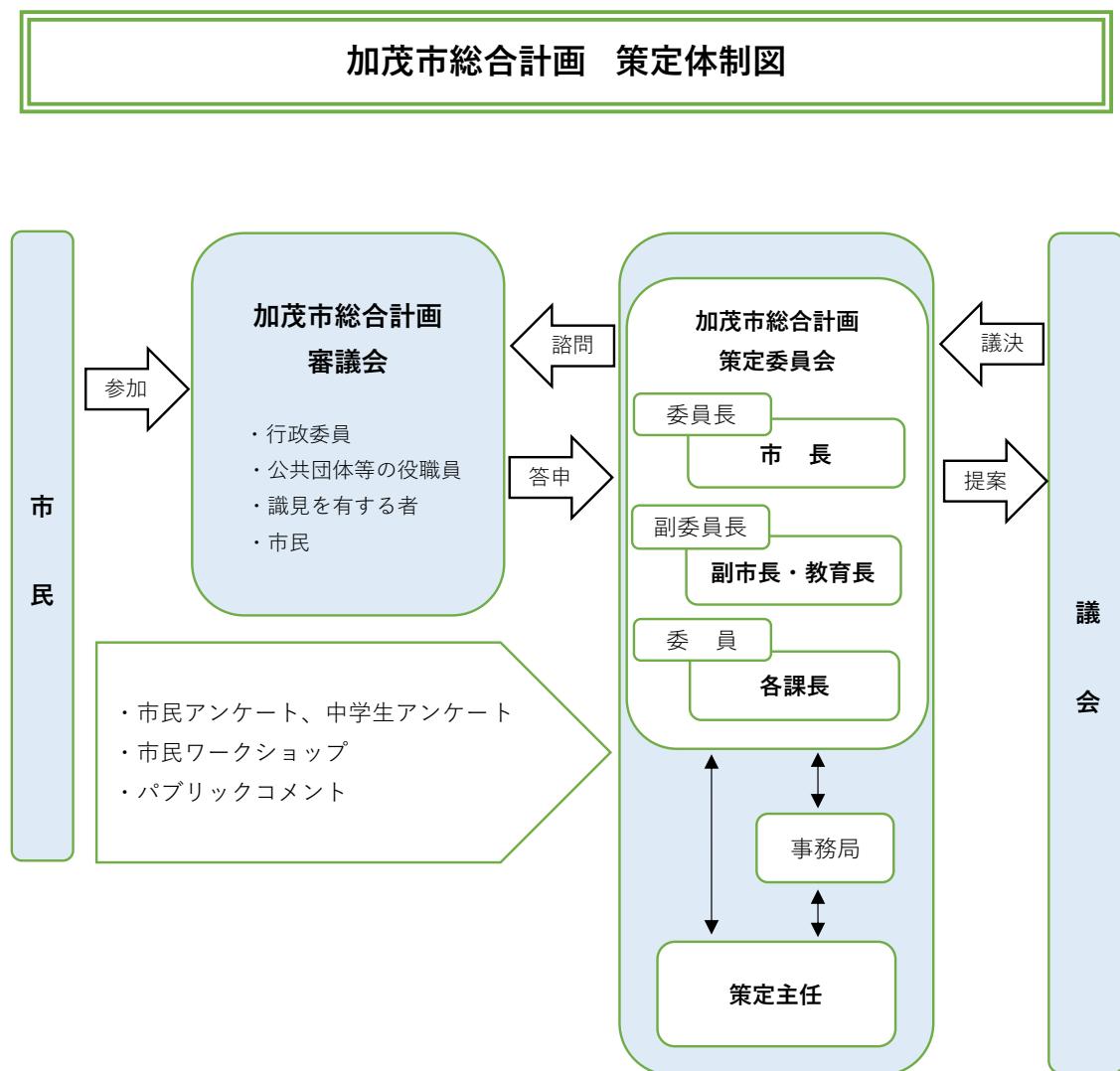
4	職員・行政組織		
展開方針	○働き方改革や人員の適材適所の配置を行い、職員の能力が十分に発揮できる職場環境を作ります。 ○多様化する住民のニーズに対応できる人材を育成するため、職員研修や人事評価に取り組みます。		
主な取組	定員管理業務、職員人事管理業務、職員研修事務、人事評価事務、職員厚生事務		
指 標	指標名	現状	R 7
	職員研修参加人数	11 人	20 人

¹ 交流人口：その地域に訪れる人のこと。訪れる目的としては、通勤・通学、習い事、スポーツ、買い物など、内容を問わない。

資料編

1. 総合計画策定体制図
2. 総合計画策定の経緯
3. 総合計画審議会委員名簿
4. 総合計画策定についての諮問・答申
5. 市民アンケート結果の概要
6. 財政状況
7. 総合計画と SDGs（持続可能な開発目標）
8. 指標一覧表

1. 総合計画策定体制図



2. 総合計画策定の経緯

日 付	内 容
令和2年	
1月 23 日	総合計画講演会 「総合計画の策定について」と題して講演会を実施。対象者は、市職員及び市議会議員等。講師は、帝塚山大学中川幾郎名誉教授。
7月 14 日	中学生アンケート
7月 22 日	加茂市総合計画策定委員及び策定主任の任命
7月 27 日	市民アンケート
8月 3 日	総合計画策定事務に関する説明会
8月 7 日	総合計画策定主任研修会
9月 9 日	総合計画策定主任会議① 策定方針、スケジュール、基本フレーム、意見交換
9月 25 日	総合計画策定委員会① 総合計画策定について、スケジュールについて
9月 26 日	市民ワークショップ①（全3回）
10月 9 日	第1回 総合計画審議会 諮問、総合計画の概要について
10月 10 日	市民ワークショップ②（全3回）
10月 21～ 23、27 日	総合計画策定主任会議②
10月 24 日	市民ワークショップ③（全3回）
11月 9 日	総合計画策定委員会② 第1回審議会の内容について、市民・中学生アンケート及びワークショップについての報告
11月 16 日	総合計画に関する勉強会 「総合計画の策定にあたって～加茂市の現状と課題～」と題して講演会を実施。対象者は、市議会議員及び審議会委員。講師は、新潟大学鷲見英司准教授。
11月 16 日	市議会との意見交換①
12月 7 日	第2回 総合計画審議会 基本構想、加茂市の将来像や基本目標について、骨子案（基本計画）について

令和3年	
2月 4日	総合計画策定委員会③ 基本構想（将来像、まちづくりの理念、基本目標について）、基本計画（骨子、分野ごとの施策について）
2月 26日	第3回 総合計画審議会 基本構想（素案）について 総合計画分科会 分科会1 子育て・教育 分科会2 健康・福祉、商工業・農業など 分科会3 行政・財政 3月 18日 分科会1②生涯学習、芸術文化、スポーツなど 3月 19日 市議会との意見交換会② 5月 11日 総合計画策定委員会④ 基本構想・基本計画のパブリックコメント案について 5月 28日 第4回 総合計画審議会 基本構想・基本計画のパブリックコメント案について 6月 9日～ 7月 8日 パブリックコメントの実施 7月 13日 総合計画策定委員会⑤ パブリックコメントの結果について、答申（案）について 7月 21日 市議会との意見交換③ 8月 2日 第5回 総合計画審議会 8月 18日 第6回 総合計画審議会（答申） 8月 24日 総合計画策定委員会⑥ 10月〇日 加茂市議会 加茂市総合計画基本構想を定めることについて 可決 10月 加茂市総合計画策定

○の中の数字は、会議の回数を表します。

3. 総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体・役職等
行政委員会の委員	○乙川 智子	加茂市教育委員
公共的団体等の役職員	木戸 信輔	加茂商工会議所（会頭）
	堀内 大祐	加茂商工会議所青年部（直前会長）
	石附 孝子	加茂商工会議所女性会（会長）
	山田 宗	（一社）加茂青年会議所（理事長）
	山田 喜良	にいがた南蒲農業協同組合 （経営管理委員加茂地区委員長）
	中山 勇	加茂市区長会（会長）
	金澤 理久夫	社会福祉協議会（会長）
	外石 栄子	加茂市連合婦人会（会長）
識見を有する者	◎出口 高靖	新潟経営大学観光経営学部（教授）
	中林 功一	株式会社 山忠（代表取締役会長）
	阿部 貴行	加茂信用金庫（理事長）
	安達 里枝	株式会社 スマイルファーム（代表取締役）
	曾根 亮子	株式会社 皆川製作所（代表取締役社長）
	櫻井 美奈子	加茂子育て応援隊（代表）
	加藤 はと子	道の駅 庭園の郷 保内（駅長）
	渡邊 明子	育ち合い応援グループ「ちょっといい加茂」 （代表代理）
市民	中山 正栄	公募により選出された委員
	海津 恵美	公募により選出された委員
	森田 佑介	公募により選出された委員

所属団体・役職等は、令和2年10月現在のものです。

◎=会長、○=職務代理

4. 総合計画の策定についての諮問・答申

(諮問)

企 第 603 号
令和2年10月9日

加茂市総合計画審議会会長 様

加茂市長 藤田 明美

加茂市総合計画の策定について（諮問）

加茂市総合計画（基本構想・基本計画）の策定に当たり、加茂市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(答申) ※答申案については、後日差替

企 第 ○○○ 号
令和 3 年 8 月 ○ 日

加茂市長 藤田 明美 様

加茂市総合計画審議会
会長 出口 高靖

加茂市総合計画の策定について（答申）

令和 2 年 10 月 9 日付け企第 603 号で諮問があった加茂市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「加茂市総合計画（案）」をとりまとめましたので、答申します。

総合計画の推進にあたっては、本審議会の審議過程で各委員より出された意見を十分に尊重し、総合計画の将来像「笑顔あふれるまち 加茂」の実現に努められるとともに、特に下記の事項について留意されるよう求めます。

記

1. ○○○○○○○○
2. ○○○○○○○○
3. ○○○○○○○○

5. 市民アンケート結果の概要

アンケート調査の概要

項目	概要
対象者	加茂市在住の18歳以上の男女 2,000人
実施時期	令和2(2020)年7月
抽出方法	住民基本台帳を用いた等間隔抽出
配付回収	郵送法
回収状況	回収票数：996票（回収率：49.8%）

回答者属性

性別

	回答者数	割合
男性	454	45.6%
女性	539	54.1%
不明	3	0.3%
計	996	100.0%

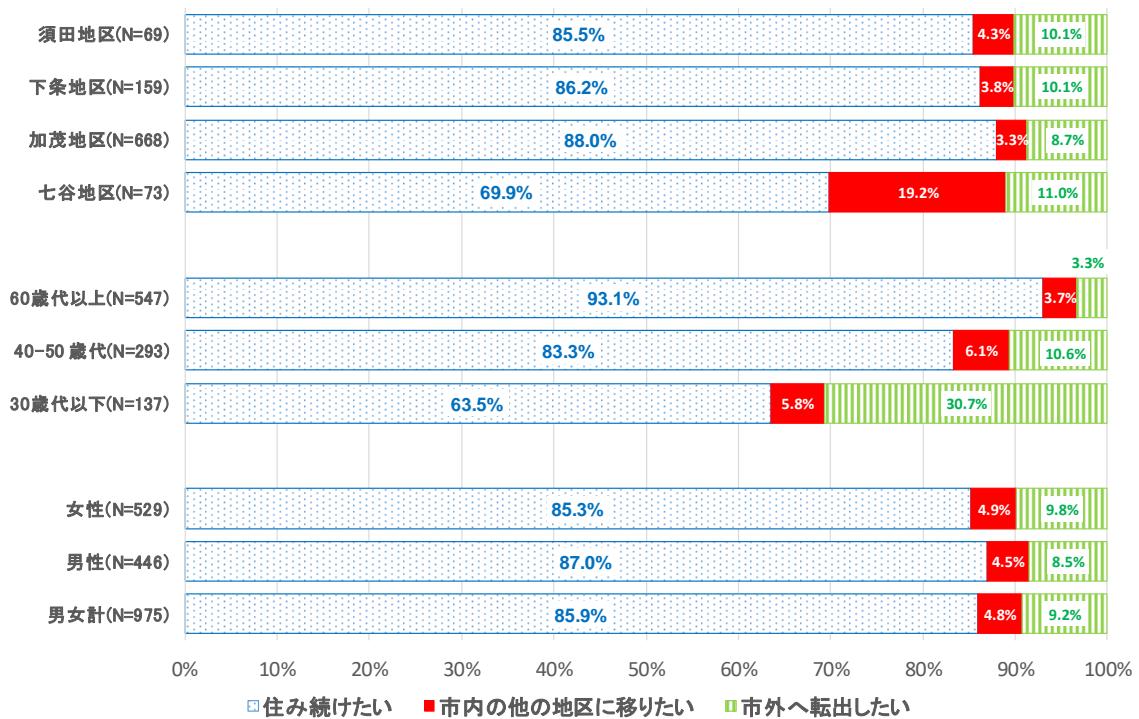
年齢区分

	回答者数	割合
18~19歳	14	1.4%
20歳代	55	5.5%
30歳代	69	6.9%
40歳代	121	12.1%
50歳代	174	17.5%
60歳代	240	24.1%
70歳代以上	322	32.3%
不明	1	0.1%
計	996	100.0%

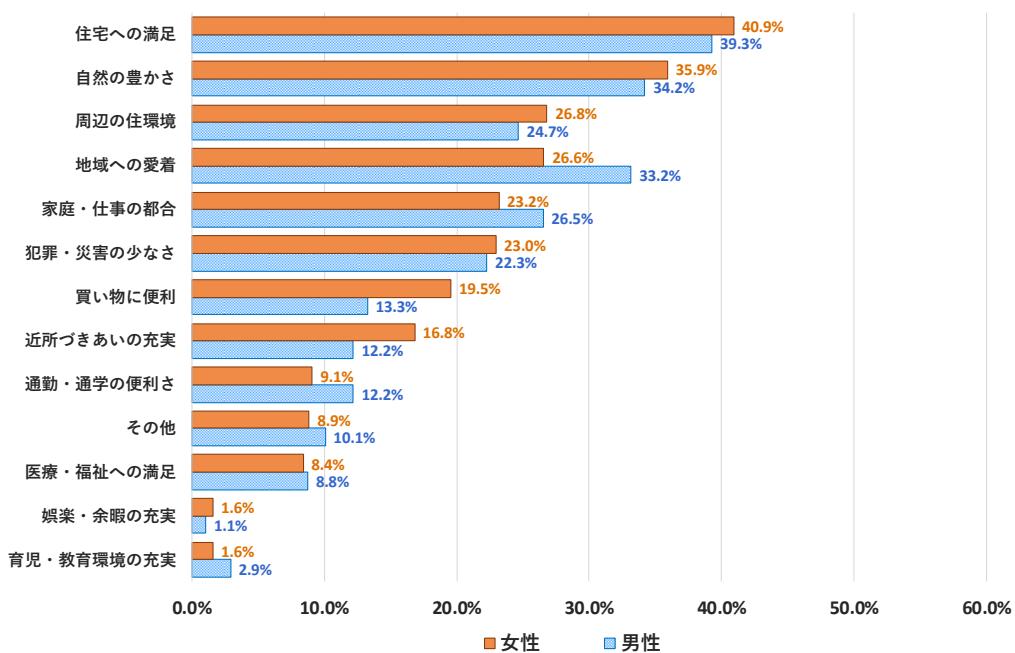
地区別回答者

	回答者数	割合
七谷小学校区	73	7.3%
南小学校区	181	18.2%
加茂小学校区	253	25.4%
石川小学校区	212	21.3%
下条小学校区	162	16.3%
須田小学校区	70	7.0%
西小学校区	36	3.6%
不明	9	0.9%
計	996	100.0%

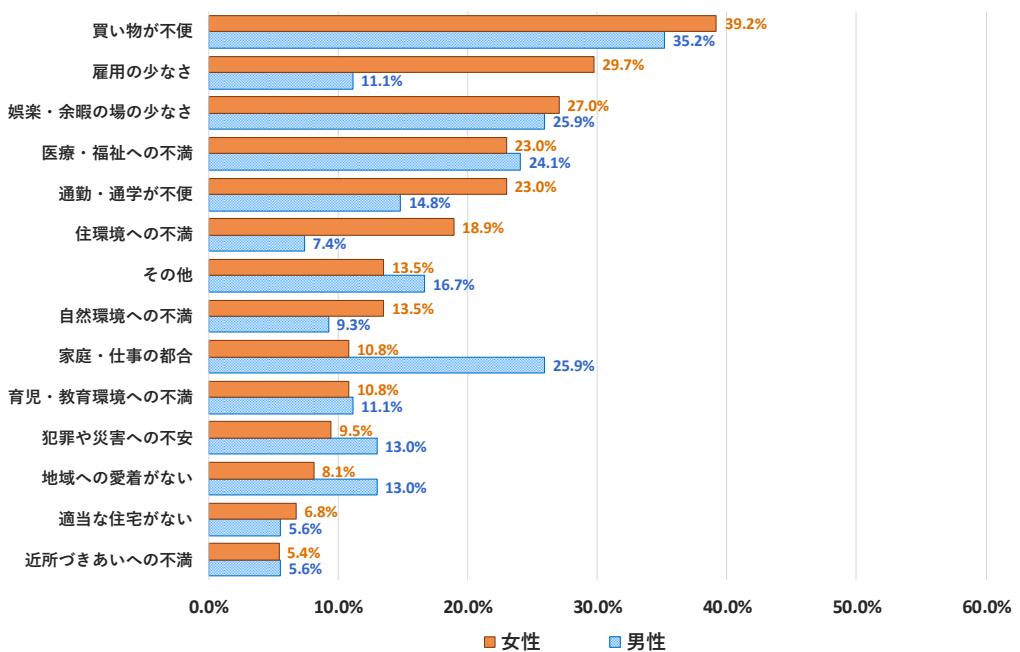
これからも加茂市に住み続けたいと思いますか



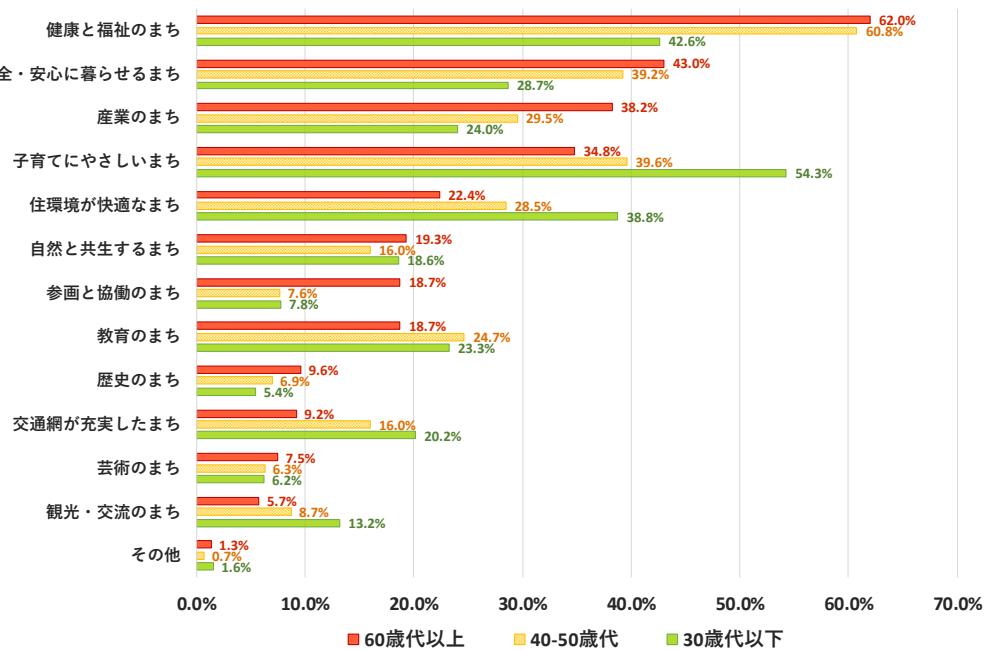
加茂市に住み続けたい理由はなんですか（3つまで）



市外に転出したい、他の地区に移り住みたい理由は何ですか（3つまで）



あなたが理想とする加茂市はどんなまちですか（3つまで）



加茂市のまちづくりや分野の各取組に対する満足度、重要度(問 12)

市民アンケート調査では、「子育て、 医療、 福祉」、「生活環境」、「都市基盤」、「教育文化スポーツ」、「産業・観光」、「市民参画・行政運営」の 5 分野における、 32 の取組（施策）について、 満足度と重要度を調査しました。

(a)満足度と重要度の点数化の方法について

1)点数化

以下の算定式から「満足度」と「重要度」を点数化しています。

満足度

$$= \frac{\{(とても満足=2) + (やや満足=1) + (どちらでもない=0) + (やや不満=-1) + (不満=-2)\}}{\text{回答数}}$$

重要度

$$= \frac{\{(とても重要=2) + (やや重要=1) + (どちらでもない=0) + (やや非重要=-1) + (非重要=-2)\}}{\text{回答数}}$$

2)点数の見方

満足度と重要度はともに、 -2 から 2 までの値をとります。

プラス → 満足している（重要だと思う）市民が多い。

マイナス → 満足していない（重要だと思わない）市民が多い。

(b)図の見方について

- ・「満足度」の点数は 0 を境に、 0 より右（プラス）を満足度が高い領域、 0 より左（マイナス）を満足度が低い領域としています。
- ・「重要度」の点数は 1 を境に、 1 より上を重要度が高い領域、 1 より下を重要度が低い領域としています。
- ・満足度と重要度を組み合わせることで、 右上を「満足：高、 重要度：高」、 左上を「満足：低、 重要度：高」、 左下を「満足：低、 重要度：低」、 右下を「満足：高、 重要度：低」の領域とみなしています。
- ・図の左上の「満足：低、 重要度：高」は、 住民にとっての重要度が高いが、 満足度が低い領域であり、 市民満足の改善のための対策が求められるものです。また、 左下の「満足：低、 重要度：低」であっても、 市民にとっての重要度が低いかもしれないが、 政策上重要な取組であるため、 市民満足の改善のための対策が求められるものです。

(再掲) 加茂市のまちづくりや分野の各取組に対する満足度、重要度

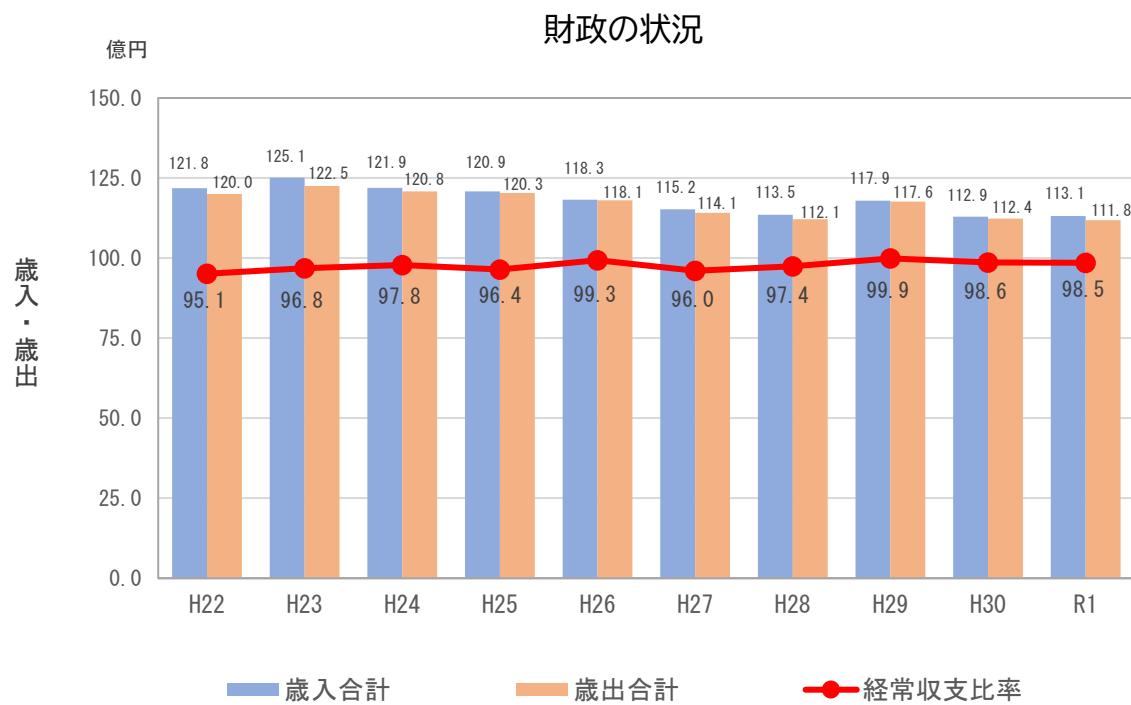


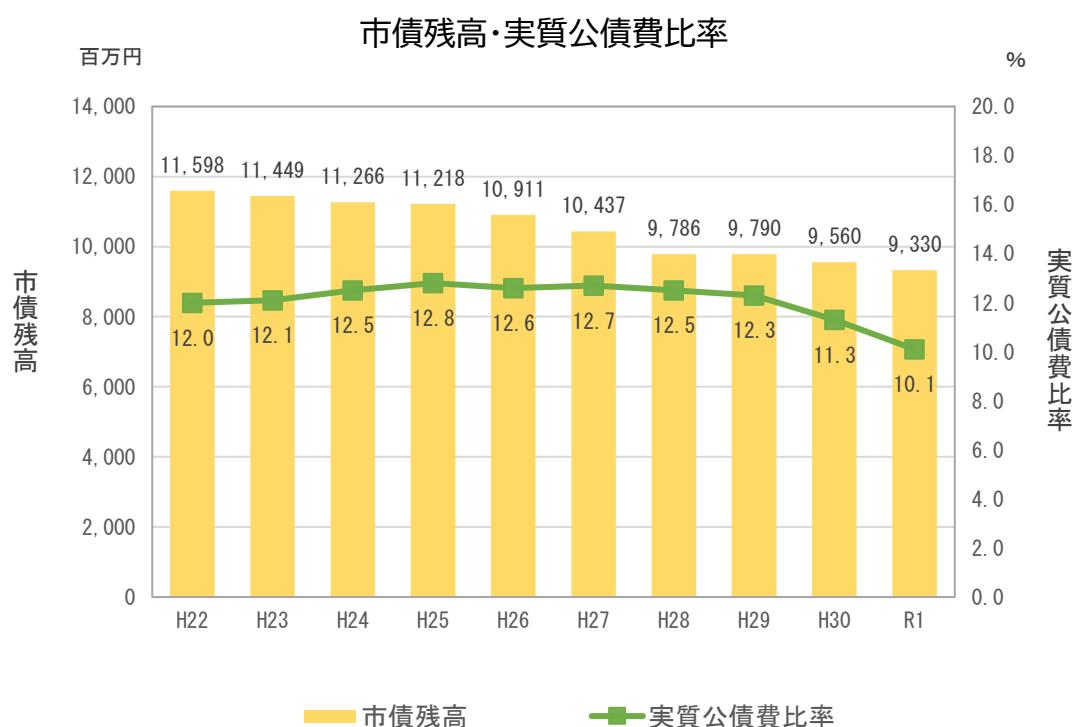
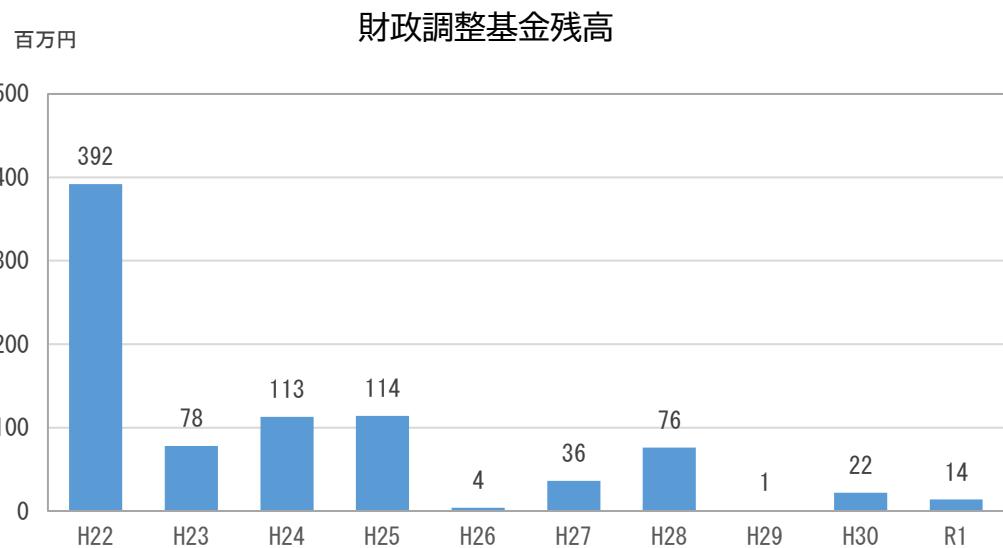
6. 財政状況

加茂市の財政は、財政の弾力性を判断する経常収支比率が高い状態で、独自の行政サービスの提供や老朽化した施設の更新等を行うためのゆとりがありません。また、財政調整基金残高が他の自治体と比較して格段に少なく、厳しい財政運営となっています。

一方、実質公債費比率は県内 20 市で中位であり、市債残高も少ないとから借金の返済に追われている状況ではありません。

様々な課題に対応していくため、令和 2 年 2 月に策定した「行財政健全推進計画」にしつかり取り組み、経常的経費の見直しと自主財源の確保に努めています。





7. 総合計画と SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs には 17 の達成目標があり、それぞれの目標は次のとおりです。

ロゴ	説明
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	各国内及び各国間の不平等を是正する

ロゴ	説明
	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(参考) 総務省ホームページ

各施策とSDGsとの対応表

分野	施 策	SDGs 17のゴール						
		1 貧困をなくそう 	2 飲食をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 貧しい教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 
子育て・教育	1. 子育て支援				○	○		
	2. 結婚・妊娠・出産			○		○		
	3. 学校教育				○			
	4. 学校施設				○			
健康・福祉	1. 健康・医療		○	○				
	2. 障がい者・障がい児福祉			○				
	3. 高齢者福祉			○				
生活・環境、 生活基盤	1. 防災・減災							
	2. 消防・救急			○				
	3. 防犯・交通安全			○				
	4. 生活環境							
	5. 住環境							
	6. 道路・公共交通							
	7. 水道水の供給						○	
	8. 污水処理の推進						○	
芸術・文化、 スポーツ、 自治・人権	1. 生涯学習				○			
	2. 芸術文化・文化財				○			
	3. スポーツ			○				
	4. 市民協働・地域コミュニティ							
	5. 人権・多文化共生					○		
都市の魅力創造、 産業・雇用	1. 魅力あるまちづくり							
	2. 商工業の振興							
	3. 中心市街地の活性化							
	4. 農林水産業の振興		○					
行政活動	1. 財政運営							
	2. 行政運営							
該当する施策数		0	2	7	5	3	2	0

SDGs 17のゴール										関連する目標数
8 繁栄がいとも 経済成長も	9 差異と技術革新の 基盤をつくろう	10 入や出の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 実効的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人々に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	
								○		3
										2
		○								2
				○						2
○			○							4
										1
										1
				○	○					2
				○						2
								○		2
				○	○					2
				○						1
				○						1
										1
						○				2
										1
				○						2
										1
				○						1
										2
○					○					2
○					○					2
					○					1
○							○			3
○				○				○		3
○				○				○		3
6	0	2	12	3	1	1	1	4	0	49

8. 指標一覧表

分野	施策	指標	現状 (基準時点)	目標値 (R7年度末)
1. 未来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ育つまち				
1	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	55.6% (2019年度)	70.0% (2025年度)	
	年間を通しての待機児童の数	0人 (2020年度)	0人 (2025年度)	
2	結婚の希望をかなえる支援・取組の数	0 (2020年度)	2 (2025年度)	
	妊娠・出産について満足している者の割合	88.0% (2019年度)	90.0% (2025年度)	
3	部活動外部指導者の数(中学校計)	0人 (2020年度)	8人 (2025年度)	
	学校ICT支援員	0人 (2020年度)	3人 (2025年度)	
	子どもの学習・学校生活に関する支援スタッフの数	30人 (2020年度)	30人 (2025年度)	
	奨学金の貸与件数(新規)	50件 (2020年度)	50件 (2025年度)	
4	小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定	未策定 (2020年度末)	策定済 (2025年度末)	
	小・中学校耐震化率	66.70% (2020年度末)	87.90% (2025年度末)	
	小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づく調理場の見直し	見直し未実施 (2020年度末)	見直し実施済 (2025年度末)	
	スクールバス リース車両更新率	23.30% (2020年度末)	96.70% (2025年度末)	
2. ともに支えあい、だれもが安心して健やかに暮らせるまち				
1	特定健康診査受診率	45.90% (2019年度)	60.00% (2025年度)	
	健康増進プロジェクト事業参加者数(累計)	未実施 (2020年度)	1,000人 (2025年度)	
	65歳以上人口に対する中重度(要介護3以上)認定率	7.80% (2019年度)	7.30% (2025年度)	
	病院や診療所の撤退が気になる人の割合(市民アンケート)	54.0% (2020年度)	50.0% (2025年度)	
2	加茂市自立支援協議会による地域の支援体制の評価実施	なし (2020年度)	年1回以上 (2025年度)	
	基本相談事業の民間事業所への委託(基本相談窓口の増設)	なし (2020年度)	あり (2025年度)	
	児童発達支援センターの設置	未設置 (2020年度)	設置済 (2025年度)	
3	居宅介護支援事業所数	4事業所 (2020年度)	6事業所 (2025年度)	

分野	施策	指標	現状 (基準時点)	目標値 (R7年度末)
3	地域包括支援センター専門職員数	3人 (2020年度)	6人 (2025年度)	
	地域における高齢者サロン設置の促進	12団体 (2020年度)	20団体 (2025年度)	
	認知症サポーター(講習受講者)数	2,075人 (2020年度)	2,500人 (2025年度)	

3. 安全・安心で環境にやさしいまち

1	自主防災組織 結成率	0.4% (2020年度)	50% (2025年度)
	(参考) 自治体及び事業者等との災害時応援協定（災害関連の規定のある包括連携協定含む）の締結数	21組織 (R2.10.1現在)	30組織 (R7年度末)
	加茂市防災・市民情報配信サービス登録数(メール・LINE)	2,495件 (2021年1月現在)	5,000件 (2025年度末)
	公共施設の耐震化率	51.40% (2020年度)	57.50% (2025年度)
2	消防団員数	377人 (2020年4月)	390人 (2025年度末)
	住宅用火災警報器の設置率	84% (2020年7月)	100% (2025年7月)
	救命講習会受講者数(年間)	56人 (2020年)	1,000人 (2025年)
3	交通事故や犯罪が少なく安心して暮らせると感じる人の割合(市民アンケート)	64% (2020年度)	70% (2025年度)
	交通事故死者数(年間)	1人 (2020年)	0人 (2025年)
	人身事故発生件数(年間)	24人 (2020年)	20人 (2025年)
	消費啓発広報回数(年間)	14回 (2020年度)	27回 (2025年度)
4	ごみの排出量(年間)	10,500t (2020年度)	9,450t (2025年度)
	不法投棄件数(年間)	5件 (2020年度)	3件以下 (2025年度)
	ごみ集塵箱設置数	637基 (2020年度)	687基 (2025年度)
5	空き家バンクの年間成約数	1件 (2020年度)	5件 (2025年度)
	公園の遊具更新率	26.4% (2020年度)	40.0% (2025年度)
	公園の施設更新率	0.5% (2020年度)	10.0% (2025年度)
6	市道改良率	62.3% (2020年度)	62.6% (2025年度)
	橋梁長寿命化修繕数	0橋 (2020年度)	80橋のうち6橋 (2025年度)
	市営公共交通利用者数(年間)	73,215人 (2019年度)	85,000人 (2025年度)

分野	施策	指標	現状 (基準時点)	目標値 (R7年度末)
	7	累積欠損金比率	78% (2019年度)	43% (2025年度)
		有収率	69% (2019年度)	73% (2025年度)
		管路経年化率	33% (2019年度)	33% (2025年度)
	8	下水道接続率	82.1% (令和2年度末)	85.5% (R7年度末)
		汚水処理人口普及率	76.6% (令和2年度末)	79.0% (R7年度末)
		下水道処理人口普及率	69.8% (令和2年度末)	71.5% (R7年度末)

4. 学び、集い、ふれあって、自分らしく活動できるまち

1	公民館利用者数(年間)	31,302人 (2018年度)	27,000人 (2025年度)
	健全育成に関する事業数(年間)	11 (2019年度)	11 (2025年度)
	貸し出し冊数(年間)	97,570冊 (2019年度)	100,000冊 (2025年度)
2	市展一般公募出品数	127点 (2019年度)	115点 (2025年度)
	民俗資料館来館者数(年間)	1,424人 (2019年度)	1,500人 (2025年度)
3	スポーツ教室・講習会等参加者数(年間)	22,141人 (2020年度)	23,000人 (2025年度)
	スポーツ・レクリエーション大会参加者数(年間)	659人 (2020年度)	700人 (2025年度)
	総合体育大会参加者数(年間)	2,020人 (2020年度)	2,000人 (2025年度)
	全国大会出場者数(年間)	3団体、個人31人 (2020年度)	5団体、個人40人 (2025年度)
	体育施設利用者数(年間)	208,700人 (2020年度)	210,000人 (2025年度)
4	シニアボランティアグループ数	0件 (2020年度)	1件 (2025年度)
	アダプトプログラム登録団体数	0件 (2020年度)	1件 (2025年度)
	コミュニティセンターの団体利用件数(年間)	2,621件 (2019年度実績)	2,200件 (2025年度)
5	加茂市国際交流協会SNSフォロワー数	145人 (2020年12月)	300人 (2025年度)
	市の審議会等への女性の登用率	22.2% (2020年4月1日)	40% (2025年度末)
	男女共同参画基本計画の策定	未策定 (2020年度)	策定済 (2025年度末)
5	人権教育・啓発推進計画の策定	未策定 (2020年度)	策定済 (2025年度末)

分野	施策	指標	現状 (基準時点)	目標値 (R7年度末)
5. 人が集い、賑わいと活力があふれ、稼ぐ力と雇用を生み出すまち				
1	加茂七谷温泉美人の湯入館者数	82,667人 (2019年度)	100,000人 (2025年度)	
	観光客入込数	518,554人 (2019年)	530,000人 (2025年)	
	事業で拡大した関係人口(累計)	8人 (2020年度)	100人 (2025年度)	
2	融資や相談等を含めた創業支援件数(年間)	3件 (R3.2.18現在)	5件 (R8.3.31)	
	高等学校新規卒業予定者の新潟県内就職率	85.1% (R2.3月新卒者)	90.0% (R7.3月新卒者)	
	展示会出展等への支援件数	7件 (R元年度)	9件 (R7年度)	
3	中心市街地におけるイベント開催数	21回 (2019年度)	25回 (2025年度)	
	中心市街地への出店件数(年間)	2件 (2020年度)	2件 (2025年度)	
	土産物センター・インフォメーションセンター売上額	7,102千円 (2019年度)	10,200千円 (2025年度)	
4	担い手への農地集積率	48.7% (2020年3月31日)	60.0% (2026年3月31日)	
	多面的機能支払交付金事業取組組織数	6組織 (2020年度)	8組織 (2025年度)	
	有害鳥獣捕獲等従事者数	37人 (2020年度)	37人 (2025年度)	
6. 社会の変化に対応し、市民に寄り添い、未来への責任を担うまち				
1	経常収支比率	99.7% (2020年度当初予算)	97.4% (2025年度)	
	公共施設(建築物)保有面積	143,060m ² (2020年度現在)	131,656m ² (2025年度)	
	市税収納率	87.45% (2019年度実績)	95% (2025年度)	
	ふるさと納税額(年間)	3.6億円 (2020年度決算見込)	10億円 (2025年度)	
2	総合計画(基本計画)における指標の達成度	-	75% (2025年度)	
	電子申請できる届出や申請の数	15件 (2020年度)	30件 (2025年度)	
	ホームページアクセス数(年間)	10万件 (2020年度)	20万件 (2025年度)	
	職員研修参加人数	11人 (2020年度)	20人 (2025年度)	